

修正案	現行
<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 減災目標</p> <p>4 戦略の主な施策と目標（平成29年度戦略改訂時点）（全庁）</p> <p>（2）応急対策による減災</p> <p>○大規模災害時における応援受入体制の構築</p> <p>「千葉県大規模災害時応援受入計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。</p> <p>【目標】県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保</p> <p>（略）</p> <p>（3）復旧・復興対策による減災</p> <p>○災害時保健活動の推進</p> <p>被災直後から避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災意識の向上</p> <p>3 防災広報の充実（全庁、市町村）</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。</p> <p>なお、震災知識の普及に当たっては、県民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。</p> <p>（1）自らの身を守るための知識</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 減災目標</p> <p>4 戦略の主な施策と目標（平成21年度戦略策定時点）（全庁）</p> <p>（2）応急対策による減災</p> <p>○大規模災害時における応援受入体制の構築</p> <p>「千葉県大規模災害時における応援受入計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。</p> <p>【目標】県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保</p> <p>（略）</p> <p>（3）復旧・復興対策による減災</p> <p>○災害時保健活動の推進</p> <p>被災直後から避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談及び計勝活動を実施できる体制を整備する。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災意識の向上</p> <p>3 防災広報の充実（全庁、市町村）</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。</p> <p>なお、震災知識の普及に当たっては、県民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。</p> <p>（1）自らの身を守るための知識</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備</p>

修正案	現行																
<p>ウ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p>																
<p>3 防災広報の充実</p> <p>(4) 広報媒体等</p>	<p>3 防災広報の充実</p> <p>(4) 広報媒体等</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災機関名</th> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD・<u>VR</u> (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒体	対象	内容	県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD・ <u>VR</u> (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災機関名</th> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒体	対象	内容	県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD (略)	(略)	(略)
防災機関名	媒体	対象	内容														
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD・ <u>VR</u> (略)	(略)	(略)														
防災機関名	媒体	対象	内容														
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD (略)	(略)	(略)														
<p>4 自主防災体制の強化</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 自主防災組織の活動形態</p>	<p>4 自主防災体制の強化</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 自主防災組織の活動形態</p>																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発災時</td> <td>1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	平常時	(略)	発災時	1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発災時</td> <td>1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	平常時	(略)	発災時	1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (略)								
平常時	(略)																
発災時	1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (略)																
平常時	(略)																
発災時	1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (略)																

修正案	現行
<p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織 (略)</p> <p>また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、<u>県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。</u></p> <p>5 防災訓練の充実</p> <p>(2) 市町村</p> <p>災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。</u> (略)</p> <p>3) 防災関係機関</p> <p><u>主な機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。</u></p> <p>6 調査・研究</p> <p>(1) 地震観測</p> <p>県内地震観測点数 <u>(平成31年4月1日現在)</u></p>	<p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織 (略)</p> <p>また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、<u>県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。</u></p> <p>5 防災訓練の充実</p> <p>(2) 市町村</p> <p>災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、<u>ボランティア(NPO)組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。</u> (略)</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p><u>各機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。</u></p> <p>6 調査・研究</p> <p>(1) 地震観測</p> <p>県内地震計設置箇所数 <u>(平成29年2月1日現在)</u></p>

修正案

現行

	強 震 計	計測震度計	計
千 葉 県	12	(77) 77	(77) 89
国立研究開発 法人防災科学 技術研究所	(1) 42		(1) 42
気 象 庁		(2) 20	(2) 20
千 葉 市		<u>(5)</u> <u>5</u>	<u>(5)</u> <u>5</u>
松 戸 市		(1) 1	(1) 1
計	(1) 54	<u>(85)</u> <u>103</u>	<u>(86)</u> <u>157</u>

	強 震 計	計測震度計	計
千 葉 県	12	(77) 77	(77) 89
国立研究開発 法人防災科学 技術研究所	(1) 42		(1) 42
気 象 庁		(2) 20	(2) 20
千 葉 市		<u>(6)</u> <u>6</u>	<u>(6)</u> <u>6</u>
松 戸 市		(1) 1	(1) 1
計	(1) 54	<u>(86)</u> <u>104</u>	<u>(87)</u> <u>158</u>

※ 上段（ ）書き：千葉県震度情報ネットワークシステムの観測点数
千葉県の設置している強震計 12 観測点のうち、2 観測点は広帯域速度型
強震計

※ 上段（ ）書き：千葉県震度情報ネットワークシステムの箇所数
千葉県の設置している強震計 12 箇所のうち、2 箇所は広帯域速度
型強震計

(3) 震災関係資料の収集及び被害予測手法等確立調査
ウ 地震に伴う地盤の沈下に関する防止対策の研究
地震に伴って発生が予想される地盤沈下区域を検討するとともに、非常
用水源となる地下水を保全するための地下水かん養地域におけるかん養
機能の維持を図る方策について研究する。

(3) 震災関係資料の収集及び被害予測手法等確立調査
ウ 地震に伴う地盤の沈下に関する防止対策の研究
地震に伴って発生が予想される地盤沈下区域を検討するとともに、非常
用水源となる地下水を保全するための地下水かん養地域におけるかん養
機能の維持を図る方策について研究する。

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第2節 津波災害予防対策</p> <p>本県は、三方を海に囲まれ、総延長約533.5kmに及ぶ長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。</p> <p>3 津波広報、教育、訓練計画</p> <p>（1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成</p> <p>ア 住民自らの取組み （略）</p> <p>また、津波警報等の発表や避難指示（緊急）等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。</p> <p>イ 県・市町村等の取組み （オ）地震・津波への備え</p> <p>いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。</p> <p>4 津波避難対策</p> <p>（5）県の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>イ 県防災行政無線による伝達</p> <p>銚子地方気象台から気象庁防災情報提供システムによって県に伝達された津波情報については、県防災行政無線一斉通報装置による、市町村、消防本部、県出先機関及び県内防災関係機関等への伝達体制を引き続き維持する。</p> <p>（6）津波場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備</p> <p>市町村は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び</p>	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害予防対策</p> <p>本県は、三方を海に囲まれ、総延長約534.3kmに及ぶ長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。</p> <p>3 津波広報、教育、訓練計画</p> <p>（1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成</p> <p>ア 住民自らの取組み （略）</p> <p>また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。</p> <p>イ 県・市町村等の取組み （オ）地震・津波への備え</p> <p>いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。</p> <p>4 津波避難対策</p> <p>（5）県の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>イ 県防災行政無線による伝達</p> <p>銚子地方気象台から防災情報提供装置によって県に伝達された津波情報については、県防災行政無線一斉通報装置による、市町村、消防本部、県出先機関及び県内防災関係機関等への伝達体制を引き続き構築する。</p> <p>（6）津波場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備</p> <p>市町村は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年度）」及び「東日本大震災における津波による建</p>

修正案	現行																																																												
<p>「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>1 地震火災の防止 (1) 出火の防止 ア 一般家庭に対する指導 (略) さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。</p> <p>ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導 消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、(略)</p> <p>2 建築物不燃化の促進（県土整備部） (4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況 (平成29年3月31日現在、単位ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>防火地域</th> <th>準防火地域</th> <th>市町村名</th> <th>防火地域</th> <th>準防火地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td><u>294</u></td> <td>810</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柏市</td> <td>37</td> <td><u>196</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流山市</td> <td>18</td> <td><u>70</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>我孫子市</td> <td>15</td> <td><u>41</u></td> <td>合計</td> <td><u>829.5</u></td> <td><u>3,084.3</u></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域	千葉市	<u>294</u>	810	(略)	(略)	(略)	柏市	37	<u>196</u>	(略)	(略)	(略)	流山市	18	<u>70</u>	(略)	(略)	(略)	我孫子市	15	<u>41</u>	合計	<u>829.5</u>	<u>3,084.3</u>	<p>建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>1 地震火災の防止 (1) 出火の防止 ア 一般家庭に対する指導 (略) さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する</p> <p>ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導 消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、(略)</p> <p>2 建築物不燃化の促進（県土整備部） (4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況 (平成27年3月31日現在、単位ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>防火地域</th> <th>準防火地域</th> <th>市町村名</th> <th>防火地域</th> <th>準防火地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td><u>293</u></td> <td>810</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柏市</td> <td>37</td> <td><u>194</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流山市</td> <td>18</td> <td><u>65</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>我孫子市</td> <td>15</td> <td><u>42</u></td> <td>合計</td> <td><u>828.4</u></td> <td><u>3077.4</u></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域	千葉市	<u>293</u>	810	(略)	(略)	(略)	柏市	37	<u>194</u>	(略)	(略)	(略)	流山市	18	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	我孫子市	15	<u>42</u>	合計	<u>828.4</u>	<u>3077.4</u>
市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域																																																								
千葉市	<u>294</u>	810	(略)	(略)	(略)																																																								
柏市	37	<u>196</u>	(略)	(略)	(略)																																																								
流山市	18	<u>70</u>	(略)	(略)	(略)																																																								
我孫子市	15	<u>41</u>	合計	<u>829.5</u>	<u>3,084.3</u>																																																								
市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域																																																								
千葉市	<u>293</u>	810	(略)	(略)	(略)																																																								
柏市	37	<u>194</u>	(略)	(略)	(略)																																																								
流山市	18	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)																																																								
我孫子市	15	<u>42</u>	合計	<u>828.4</u>	<u>3077.4</u>																																																								

修正案	現行																		
<p>3 防災空間の整備・拡大（県土整備部） (2) 都市公園の整備 (略) 都市公園整備状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (平成29年度末現在)</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">467.5</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (平成29年度末現在)</td> <td style="text-align: center;">7,090</td> <td style="text-align: center;">3,740.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4節 消防計画</p> <p>1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部、市町村）</p> <p>2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部） 消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。 <u>（削除）</u></p> <p>(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）</p> <p>ア 消防職員 (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為追加講習、水難救助科、高度救助科）</p> <p>イ 消防団員 (エ) 特別教育（<u>（削除）</u>、訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）</p> <p>5 消防思想の普及 (4) 各種講習会等を開催する。</p>	区 分	箇 所 数	面積 (ha)	県立都市公園 (平成29年度末現在)	14	467.5	市町村立都市公園等 (平成29年度末現在)	7,090	3,740.5	<p>3 防災空間の整備・拡大（県土整備部） (2) 都市公園の整備 (略) 都市公園整備状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (平成27年度末現在)</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">466.0</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (平成27年度末現在)</td> <td style="text-align: center;">6,838</td> <td style="text-align: center;">3,627.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4節 消防計画</p> <p>1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部、市町村）</p> <p>2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部） 消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。 <u>なお、市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。</u></p> <p>(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）</p> <p>ア 消防職員 (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）</p> <p>イ 消防団員 (エ) 特別教育（<u>指導員科</u>、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）</p> <p>5 消防思想の普及 (4) 各種講習会等を開催する</p>	区 分	箇 所 数	面積 (ha)	県立都市公園 (平成27年度末現在)	14	466.0	市町村立都市公園等 (平成27年度末現在)	6,838	3,627.1
区 分	箇 所 数	面積 (ha)																	
県立都市公園 (平成29年度末現在)	14	467.5																	
市町村立都市公園等 (平成29年度末現在)	7,090	3,740.5																	
区 分	箇 所 数	面積 (ha)																	
県立都市公園 (平成27年度末現在)	14	466.0																	
市町村立都市公園等 (平成27年度末現在)	6,838	3,627.1																	

修正案	現行																								
第5節 建築物の耐震化等の推進	第5節 建築物の耐震化等の推進																								
1 市街地の整備（県土整備部） （1）土地区画整理事業の実施状況（平成31年4月1日現在）	1 市街地の整備（県土整備部） （1）土地区画整理事業の実施状況（平成29年1月1日現在）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">1,605.4ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td style="text-align: center;">463</td> <td style="text-align: center;">16,608.4ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">498</td> <td style="text-align: center;">18,213.8ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	35	1,605.4ha	施 行 済	463	16,608.4ha	合 計	498	18,213.8ha	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既成市街地</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">1,451.8ha</td> </tr> <tr> <td>新市街地</td> <td style="text-align: center;">439</td> <td style="text-align: center;">16,746.4ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">493</td> <td style="text-align: center;">18,198.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	既成市街地	54	1,451.8ha	新市街地	439	16,746.4ha	合 計	493	18,198.2ha
区 分	地区数	面 積																							
施 行 中	35	1,605.4ha																							
施 行 済	463	16,608.4ha																							
合 計	498	18,213.8ha																							
区 分	地区数	面 積																							
既成市街地	54	1,451.8ha																							
新市街地	439	16,746.4ha																							
合 計	493	18,198.2ha																							
（2）市街地再開発事業等の実施状況（平成31年4月1日現在） （略）	（2）市街地再開発事業等の実施状況（平成29年1月1日現在） （略）																								
2 建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁） （1）既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進 （略） さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている、 <u>大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付ける。また、沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路として緊急輸送道路を位置付け、その1次路線のうち高規格幹線道路等を沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路に指定する。それらの所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。</u>	2 建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁） （1）既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進 （略） さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置づけ、 <u>その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。</u>																								

修正案	現行
<p>(6) ブロック塀等の安全対策 ア ブロック塀等の倒壊・落下防止 (ア) 県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」(昭和58年9月制定)に基づき、市町村と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努める。また、<u>県や市町村は、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。</u></p> <p>3 ライフライン等の耐震対策(総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、<u>企業局</u>)</p> <p>(1) 水道施設 オ 県営水道の施設整備計画 (略) (ア) 浄・給水場施設の耐震強化 (略) 施設の耐震化と併せて、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、<u>(削除)北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を図ることを計画している。</u></p> <p>(イ) 管路の耐震強化 (略) 管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化するとともに、<u>配水区域ブロック化の運用により、震災時の断水範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。</u></p> <p>(3) 電気施設 イ 防災施設の現況 (ウ) 配電設備 <u>水平最大加速度0.3G</u>の地震に対し、おおむね送電可能の施設をしている。</p>	<p>(6) ブロック塀等の安全対策 ア ブロック塀等の倒壊・落下防止 (ア) 県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」(昭和58年9月制定)に基づき、市町村と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、<u>既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。</u></p> <p>3 ライフライン等の耐震対策(総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、<u>水道局</u>)</p> <p>(1) 水道施設 オ 県営水道の施設整備計画 (略) (ア) 浄・給水場施設の耐震強化 (略) 施設の耐震化と併せて、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、<u>北船橋給水場から北総浄水場へ逆送できる体制を整備するとともに、北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を図ることを計画している。</u></p> <p>(イ) 管路の耐震強化 (略) 管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化するとともに、<u>配水区域の細分化(ブロック化)を推進し、震災時の断水範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。</u></p> <p>(3) 電気施設 イ 防災施設の現況 (ウ) 配電設備 <u>震度6(水平最大加速度0.3G)</u>の地震に対し、おおむね送電可能の施設をしている。</p>

修正案	現行																																																
<p>4 道路及び交通施設の安全化</p> <p>(3) 東日本高速道路(株)の道路施設の現況</p> <p>ア 現況</p> <table border="1" data-bbox="203 284 819 799"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>県内延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>常磐自動車道</td><td>8.6 km</td></tr> <tr><td>東関東自動車道</td><td>72.3 km</td></tr> <tr><td>新空港自動車道</td><td>3.9 km</td></tr> <tr><td>館山自動車道</td><td>55.7 km</td></tr> <tr><td>東京外環自動車道</td><td>12.2 km</td></tr> <tr><td>首都圏中央連絡自動車道</td><td>76.8 km</td></tr> <tr><td>京葉道路</td><td>32.7 km</td></tr> <tr><td>千葉東金道路</td><td>16.1 km</td></tr> <tr><td>富津館山道路</td><td>19.2 km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン</td><td>7.9 km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン連絡道</td><td>8.6 km</td></tr> <tr><td>計</td><td>314.0 km</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 鉄道施設等</p> <p>イ 施設の耐震性</p> <p>(ア) 東日本旅客鉄道(株)</p> <p>a <u>列車緊急停止対策の整備</u> 地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、<u>在来線早期地震警報システムを導入している。</u></p> <p>(ウ) 首都圏新都市鉄道(株) 構造物は、「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震および新潟県中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。</p> <p>(エ) その他の民営鉄道</p> <p>c <u>電気設備の耐震化</u> 電気設備は、<u>鉄道に関する技術上の基準を定める省令、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準及び電気設備に関する技術</u></p>	名 称	県内延長	常磐自動車道	8.6 km	東関東自動車道	72.3 km	新空港自動車道	3.9 km	館山自動車道	55.7 km	東京外環自動車道	12.2 km	首都圏中央連絡自動車道	76.8 km	京葉道路	32.7 km	千葉東金道路	16.1 km	富津館山道路	19.2 km	東京湾アクアライン	7.9 km	東京湾アクアライン連絡道	8.6 km	計	314.0 km	<p>4 道路及び交通施設の安全化</p> <p>(3) 東日本高速道路(株)の道路施設の現況</p> <p>ア 現況</p> <table border="1" data-bbox="1205 284 1821 799"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>県内延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東関東自動車道</td><td>72.3 km</td></tr> <tr><td>新空港自動車道</td><td>3.9 km</td></tr> <tr><td>館山自動車道</td><td>55.7 km</td></tr> <tr><td>首都圏中央連絡自動車道</td><td>67.1 km</td></tr> <tr><td>京葉道路</td><td>32.7 km</td></tr> <tr><td>千葉東金道路</td><td>16.1 km</td></tr> <tr><td>富津館山道路</td><td>19.2 km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン</td><td>7.9 km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン連絡道</td><td>8.6 km</td></tr> <tr><td>計</td><td>283.5 km</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 鉄道施設等</p> <p>イ 施設の耐震性</p> <p>(ア) 東日本旅客鉄道(株)</p> <p>a <u>耐震列車防護装置の整備</u> 地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、<u>耐震列車防護装置の改良を行っている。</u></p> <p>(ウ) 首都圏新都市鉄道(株) 構造物は、「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震および中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。</p> <p>(エ) その他の民営鉄道</p> <p>c <u>電気設備の耐震化</u> 電気設備は、<u>普通鉄道構造規則及び電気設備に関する技術基準に基づき設計し、耐震性を充分考慮している。</u></p>	名 称	県内延長	東関東自動車道	72.3 km	新空港自動車道	3.9 km	館山自動車道	55.7 km	首都圏中央連絡自動車道	67.1 km	京葉道路	32.7 km	千葉東金道路	16.1 km	富津館山道路	19.2 km	東京湾アクアライン	7.9 km	東京湾アクアライン連絡道	8.6 km	計	283.5 km
名 称	県内延長																																																
常磐自動車道	8.6 km																																																
東関東自動車道	72.3 km																																																
新空港自動車道	3.9 km																																																
館山自動車道	55.7 km																																																
東京外環自動車道	12.2 km																																																
首都圏中央連絡自動車道	76.8 km																																																
京葉道路	32.7 km																																																
千葉東金道路	16.1 km																																																
富津館山道路	19.2 km																																																
東京湾アクアライン	7.9 km																																																
東京湾アクアライン連絡道	8.6 km																																																
計	314.0 km																																																
名 称	県内延長																																																
東関東自動車道	72.3 km																																																
新空港自動車道	3.9 km																																																
館山自動車道	55.7 km																																																
首都圏中央連絡自動車道	67.1 km																																																
京葉道路	32.7 km																																																
千葉東金道路	16.1 km																																																
富津館山道路	19.2 km																																																
東京湾アクアライン	7.9 km																																																
東京湾アクアライン連絡道	8.6 km																																																
計	283.5 km																																																

修正案	現行																																																																																				
<p>基準に基づき設計し、耐震性を充分考慮している。</p> <p>5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 港湾施設の整備</p> <p>耐震強化岸壁（今後の整備予定）</p> <table border="1" data-bbox="174 327 1059 515"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁</td> <td>60000GT</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>260</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ D/W：重量トン ※ GT：グロストン</p> <p>(2) 漁港施設の整備</p> <p>大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として、港湾機能を補完すべく、特に太平洋沿岸地域の漁港において、耐震強化岸壁を整備した。</p> <table border="1" data-bbox="163 742 1070 933"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銚子漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大原漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>96</td> <td>供用中</td> </tr> <tr> <td>勝浦漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>98</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鴨川漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>72</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ D/W：重量トン</p>	施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁	60000GT	(略)	(略)	260		施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	銚子漁港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大原漁港	(略)	(略)	(略)	96	供用中	勝浦漁港	(略)	(略)	(略)	98	(略)	鴨川漁港	(略)	(略)	(略)	72	(略)	<p>5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 港湾施設の整備</p> <p>耐震強化岸壁（今後の整備予定）</p> <table border="1" data-bbox="1171 327 2056 515"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区中央ふ頭H岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ D/W：重量トン</p> <p>(2) 漁港施設の整備</p> <p>大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として、港湾機能を補完すべく、特に太平洋沿岸地域の漁港において、耐震強化岸壁を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 742 2067 933"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銚子漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大原漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>80</td> <td>計画予定</td> </tr> <tr> <td>勝浦漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>80</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鴨川漁港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>65</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ D/W：重量トン</p>	施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区中央ふ頭H岸壁	30000D/W	(略)	(略)	300		施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	銚子漁港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大原漁港	(略)	(略)	(略)	80	計画予定	勝浦漁港	(略)	(略)	(略)	80	(略)	鴨川漁港	(略)	(略)	(略)	65	(略)
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																
千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁	60000GT	(略)	(略)	260																																																																																	
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																
銚子漁港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																
大原漁港	(略)	(略)	(略)	96	供用中																																																																																
勝浦漁港	(略)	(略)	(略)	98	(略)																																																																																
鴨川漁港	(略)	(略)	(略)	72	(略)																																																																																
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																
千葉港千葉中央地区中央ふ頭H岸壁	30000D/W	(略)	(略)	300																																																																																	
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																
銚子漁港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																
大原漁港	(略)	(略)	(略)	80	計画予定																																																																																
勝浦漁港	(略)	(略)	(略)	80	(略)																																																																																
鴨川漁港	(略)	(略)	(略)	65	(略)																																																																																
<p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(1) 高圧ガス関係</p> <p>ア 設備面の対策</p> <p>高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させる（削除）。</p> <p>(6) 毒物劇物取扱施設</p> <p>イ 防災対策</p> <p>別表 (平成30年3月31日現在)</p>	<p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(1) 高圧ガス関係</p> <p>ア 設備面の対策</p> <p>高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針 II(設備編)」に基づき指導する。</p> <p>(6) 毒物劇物取扱施設</p> <p>イ 防災対策</p> <p>別表 (平成28年3月31日現在)</p>																																																																																				

修正案			現行		
種 別	件 数		種 別	件 数	
毒物劇物製造業	153	件	毒物劇物製造業	163	件
毒物劇物輸入業	39		毒物劇物輸入業	41	
毒物劇物販売業	1,405		毒物劇物販売業	1,474	
毒物劇物業務上取扱者	51		毒物劇物業務上取扱者	55	
特定毒物研究者	31		特定毒物研究者	56	
計	1,679		計	1,789	
第6節 液状化災害予防対策			第6節 液状化災害予防対策		
<p>1 液状化対策の推進（総合企画部、防災危機管理部、環境生活部、県土整備部、<u>企業局</u>）</p> <p>2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、<u>企業局</u>）</p> <p>3 液状化対策の広報・周知（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、<u>企業局</u>）</p> <p>（1）液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知 東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」（平成26・27年度改訂）を用いて、県民に分かりやすく広報・周知する。</p>			<p>1 液状化対策の推進（総合企画部、防災危機管理部、環境生活部、県土整備部、<u>水道局</u>）</p> <p>2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、<u>水道局</u>）</p> <p>3 液状化対策の広報・周知（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、<u>水道局</u>）</p> <p>（1）液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知 東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、県民に分かりやすく広報・周知する。</p>		

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第7節 土砂災害等予防対策</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策（防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部） (6) 国土保全事業の推進 オ 宅地造成地災害対策 (イ) 宅地造成工事の指導 a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>4 河川、ため池施設の安全化（農林水産部、県土整備部） (2) ため池災害対策 県は、老朽化、降雨、地震等により<u>ため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池</u>について、「<u>ため池データベース</u>」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。 <u>また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池</u>について、<u>緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7節 土砂災害等予防対策</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策（防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部） (6) 国土保全事業の推進 オ 宅地造成地災害対策 (イ) 宅地造成工事の指導 a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>4 河川、ため池施設の安全化（農林水産部、県土整備部） (2) ため池災害対策 県は、老朽化、降雨、地震等により<u>災害の発生するおそれのある農業用ため池</u>について、「<u>農業用ため池台帳</u>」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>1 <u>避難行動要支援者への対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>2 <u>要配慮者全般への対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (4) 避難施設等の整備及び周知 市町村は、避難所内の要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、<u>(削除) 避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な要配慮者のために<u>特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支</u></p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>1 <u>避難行動要支援者に対する対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>2 <u>要配慮者全般に対する対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (4) 避難施設等の整備及び周知 市町村は、避難所内の要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な要配慮者のために<u>特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する</u>とともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努め</p>

修正案	現行
<p>援者等に対し積極的な周知に努める。(略)</p>	<p>る。(略)</p>
<p>4 外国人への対応(総合企画部、防災危機管理部、市町村) (2) <u>外国人への対応</u></p>	<p>4 <u>外国人に対する対策</u>(総合企画部、防災危機管理部、市町村) (2) <u>外国人に対する対応</u></p>
<p style="text-align: center;">第9節 情報連絡体制の整備</p>	<p style="text-align: center;">第9節 情報連絡体制の整備</p>
<p>1 県における災害情報通信施設の整備(防災危機管理部)</p>	<p>1 県における災害情報通信施設の整備(防災危機管理部)</p>
<p>(1) 県防災行政無線の整備</p>	<p>(1) 県防災行政無線の整備</p>
<p>ア 整備概要</p>	<p>ア 整備概要</p>
<p>(ア) 無線設備設置機関</p>	<p>(ア) 無線設備設置機関</p>
<p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所(一部)、健康福祉センター(保健所)、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>258</u>機関に無線設備を設置している。</p>	<p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所(一部)、健康福祉センター(保健所)、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>255</u>機関に無線設備を設置している。</p>
<p>(4) 防災情報システムの整備</p>	<p>(4) 防災情報システムの整備</p>
<p>県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」(以下「防災情報システム」という。)を整備し、運用している。</p>	<p>県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」(以下「防災情報システム」という。)を整備し、運用している。</p>
<p>ア 防災情報システムの概要</p>	<p>ア 防災情報システムの概要</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係<u>129</u>機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。(略)</p>	<p>県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係<u>130</u>機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。(略)</p>
<p>イ 防災情報システムの機能概要</p>	<p>イ 防災情報システムの機能概要</p>
<p>(ア) 被害情報処理機能(削除)</p>	<p>(ア) 被害情報処理機能(<u>防災情報システム</u>)</p>
<p>(カ) 県民への情報発信機能</p>	<p>(カ) 県民への情報発信機能</p>
<p><u>多言語に対応した防災ポータルサイト</u>を通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を提供する。</p>	<p>防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。</p>
<p>また、<u>(削除)「ちば防災メール」の登録者</u>に対し、防災に関する各種情</p>	<p>また、<u>希望者あてに「ちば防災メール」を配信</u>し、防災に関する各種</p>

修正案	現行																												
<p>報を発信する。</p> <p>(キ) 報道機関への緊急情報発信機能 <u>県及び市町村</u>が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」(災害情報共有システム)を通じて各報道機関へ発信する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>＜資料編 3-13 千葉県防災情報システム概念図＞</p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備 <u>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の86観測点</u>の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網 震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内を基本とし、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された場合は、既設の震度計より分岐して観測情報に提供を受けている。(略)</p> <p>震度情報観測点数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="159 1098 1079 1251"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>国立研究開発法人防災科学技術研究所</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測点数</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計	観測点数	77	1	2	5	1	86	<p>情報を発信する。</p> <p>(キ) 報道機関への緊急情報発信機能 <u>各防災関係機関</u>が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。</p> <p><u>ウ 防災情報システムの改良</u> <u>県は、これまでの防災情報システムの運用実績、東日本大震災における災害対策本部の活動を通じて得られた教訓、県民の要望及び情報通信関係技術の開発動向を見据え、システムの全面改修に向けた検討を行う。</u> <u>また、全面改修までの間は、現行のシステムについて機能の充実を目指し、可能な範囲での改良を継続的に実施していく。</u></p> <p>＜資料編 3-13 千葉県防災情報システム概念図＞</p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備 <u>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、千葉市、松戸市の87地点</u>の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網 震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内に設置し、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された箇所については、既設の震度計より分岐で観測情報に提供を受けている。(略)</p> <p>震度計設置数 (平成 29 年 2 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1098 2080 1251"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>国立研究開発法人防災科学技術研究所</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ 震度情報ネットワークシステムの更新</u> <u>県は更なるシステムの信頼性向上のため、震度計及びサーバ等を下記方針に基づき更新する。</u></p>	設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計	設置数	77	1	2	6	1	87
設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計																							
観測点数	77	1	2	5	1	86																							
設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計																							
設置数	77	1	2	6	1	87																							

修正案	現行
<p>(6) 津波浸水予測システムの整備・運用</p> <p>県は、沿岸住民等の安全な避難行動や迅速な救援活動等を支援し、津波被害の軽減を図るため、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、千葉県房総半島沖から北海道沖の日本海溝沿いの150地点に設置した日本海溝海底地震津波観測網（通称 S-net : Seafloor observation network for earthquakes and tsunamis along the Japan trench）で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」（以下、「津波浸水予測システム」という。）を整備・運用している。</p> <p>ア 津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網</p> <p>津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の62地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。</p> <p>イ 津波浸水予測システムによる津波予測情報</p> <p>津波発生時に、S-netによる観測データに基づき、津波到達予想時刻、最大津波高、津波の浸水域及び浸水深を予測する。</p> <p>ウ 予測対象地域</p> <p>銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を予定している。</p> <p>(7) 情報基盤の整備・充実</p>	<p>現行</p> <p>(ア) 震度計の設置環境について精査を図る。</p> <p>(イ) 震度計を消防庁が示す次世代計測震度計の仕様を満たすものへ更新する。</p> <p>(ウ) 震度計が観測した詳細な情報を解析し、防災関係機関等とこれら情報を共有する仕組みの導入を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 情報基盤の整備・充実</p>

修正案					現行						
2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村） （1）市町村防災行政無線等の整備状況（平成 <u>31</u> 年3月31日現在）					2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村） （1）市町村防災行政無線等の整備状況（平成 <u>28</u> 年3月31日現在）						
種 別		区 分	整 備 済	未 整 備	整 備 率 (%)	種 別		区 分	整 備 済	未 整 備	整 備 率 (%)
防災行政無線		同報系	54	0	100	防災行政無線		同報系	54	0	100
		移動系	<u>46</u>	<u>8</u>	<u>85.2</u>			移動系		<u>45</u>	<u>9</u>
6 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備					6 KDDI事業所等における災害通信施設等の整備						
7 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備					7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備						
第10節 備蓄・物流計画					第10節 備蓄・物流計画						
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村） （5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備 ア 県における物流体制 （略） このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。					1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村） （5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備 ア 県における物流体制 （略） このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。						

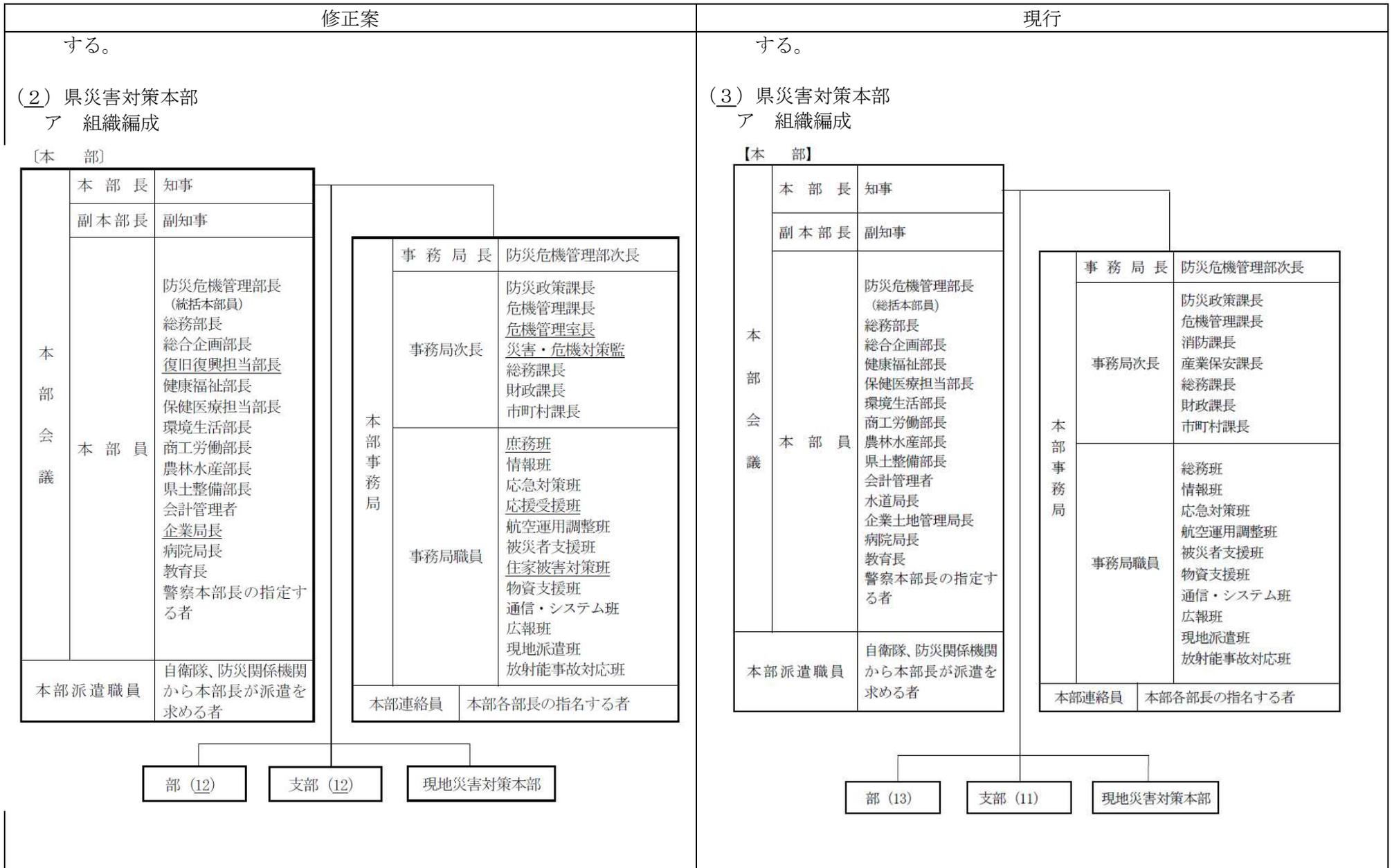
修正案	現行						
<p align="center">第 1 1 節 防災施設の整備</p>	<p align="center">第 1 1 節 防災施設の整備</p>						
<p>3 <u>県消防学校における防災教育機能</u>（防災危機管理部） 県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に整備し、平成31年4月に開設した。 <u>なお、防災研修センターの概要は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 448 996 826"> <tr> <td data-bbox="241 448 584 639">施設（防災研修施設）</td> <td data-bbox="589 448 996 639"> <u>研修室（100人用）</u> <u>屋外研修場（約1,475㎡）</u> <u>防災資料室（111.43㎡）</u> <u>事務室、更衣室、託児スペース、</u> <u>駐車場 他</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 643 584 751">主 な 備 品</td> <td data-bbox="589 643 996 751"> <u>消火訓練用資機材、がれき救助</u> <u>訓練用資機材、水防訓練用資機</u> <u>材、煙体験ハウス 他</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 754 584 826">主 な 研 修 対 象 者</td> <td data-bbox="589 754 996 826"> <u>県民、自主防災組織等、企業・</u> <u>自衛防災組織、市町村等</u> </td> </tr> </table>	施設（防災研修施設）	<u>研修室（100人用）</u> <u>屋外研修場（約1,475㎡）</u> <u>防災資料室（111.43㎡）</u> <u>事務室、更衣室、託児スペース、</u> <u>駐車場 他</u>	主 な 備 品	<u>消火訓練用資機材、がれき救助</u> <u>訓練用資機材、水防訓練用資機</u> <u>材、煙体験ハウス 他</u>	主 な 研 修 対 象 者	<u>県民、自主防災組織等、企業・</u> <u>自衛防災組織、市町村等</u>	<p>3 <u>防災研修センターの整備</u>（防災危機管理部） 県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に併設して整備する。</p>
施設（防災研修施設）	<u>研修室（100人用）</u> <u>屋外研修場（約1,475㎡）</u> <u>防災資料室（111.43㎡）</u> <u>事務室、更衣室、託児スペース、</u> <u>駐車場 他</u>						
主 な 備 品	<u>消火訓練用資機材、がれき救助</u> <u>訓練用資機材、水防訓練用資機</u> <u>材、煙体験ハウス 他</u>						
主 な 研 修 対 象 者	<u>県民、自主防災組織等、企業・</u> <u>自衛防災組織、市町村等</u>						
<p>4 <u>避難施設の整備</u>（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>企業局</u>、教育庁、市町村）</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等 (略)</p> <p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p><u>(ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。</u> <u>また、その際、エネルギーの多様化に努める。</u></p> <p>(エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。 (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。 (カ) (略) (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常</p>	<p>4 <u>避難施設の整備</u>（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>水道局</u>、教育庁、市町村）</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等 (略)</p> <p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備<u>（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）</u>の整備に努める。 (新設)</p> <p>(ウ) 避難所における救護所、<u>通信機器等の施設・設備</u>の整備に努める。 (新設) (エ) (略) (オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常</p>						

修正案	現行
<p>備薬、炊き出し用具、毛布、<u>簡易ベッド</u>、<u>仮設トイレ</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>(ク) (削除) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>資機材</u>等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(コ) (略)</p> <p>(サ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 帰宅困難者等への情報提供 (略)</p> <p>さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、<u>防災ポータルサイト</u>、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。</p>	<p>備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>(カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>ポータブルトイレ</u>等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする</p> <p>(3) 帰宅困難者等への情報提供 (略)</p> <p>さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。</p>
<h3>第13節 防災体制の整備</h3>	<h3>第13節 防災体制の整備</h3>
<p>1 県の防災体制の整備(全庁)</p> <p>(1) <u>日ごろからの危機管理意識の醸成</u></p> <p>県は、発災時にプロアクティブの原則(「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」)に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。</p> <p>(2) <u>県、市町村及び防災関係機関の連携の強化</u></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。</p> <p>(3) <u>災害対策本部の活動体制の整備</u> (略)</p> <p>(4) <u>被災地における活動体制の整備</u></p>	<p>1 県の防災体制の整備(全庁)</p> <p>(1) <u>災害対策本部の活動体制の整備</u> (略)</p> <p>(2) <u>被災地における活動体制の整備</u></p>

修正案	現行
<p>県は、<u>震度5弱の地震の発生や津波注意報又は津波警報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。</u></p> <p>また、<u>災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</u></p> <p>(5) <u>応援受援計画の策定</u> 大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「<u>千葉県大規模災害時応援受援計画</u>」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備</u> 県は、<u>情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、発災時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。</u></p> <p>(7) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備 (略)</p> <p>(8) 広域避難者の受入体制の整備 (略)</p> <p>(9) 事業者との連携 (略)</p> <p>3 市町村の業務継続計画（防災危機管理部、市町村） (2) 策定に係る重要6要素 市町村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素（<u>11項目</u>）について定めておくものとする。 ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ○<u>首長不在時の代行順位を定めておく</u> ○<u>休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な</u></p>	<p>県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地域振興事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(3) <u>応援受入計画の策定</u> 大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(4) <u>ヘリコプター利用の事前協議</u> 県は、<u>地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</u></p> <p>(5) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備 (略)</p> <p>(6) 広域避難者の受入体制の整備 (略)</p> <p>(7) 事業者との連携 (略)</p> <p>3 市町村の業務継続計画（防災危機管理部、市町村） (2) 策定に係る重要6要素 市町村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておくものとする。 ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (新設)</p>

修正案	現行
<p><u>職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく</u></p> <p>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 <u>○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく</u></p> <p>ウ 電気・水・食料等の確保 <u>○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく</u> <u>○非常用発電機に必要な燃料の備蓄量を具体的に定めておく（72時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）</u> <u>○職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく</u></p> <p>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 <u>○災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく</u></p> <p>オ 重要な行政データのバックアップ <u>○業務の遂行に必要な重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく</u></p> <p>カ 非常時優先業務の整理 <u>○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく</u> <u>○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく</u> <u>○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく</u></p>	<p>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定（新設）</p> <p>ウ 電気・水・食料等の確保（新設）</p> <p>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保（新設）</p> <p>オ 重要な行政データのバックアップ（新設）</p> <p>カ 非常時優先業務の整理（新設）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p>
<p>1 県の活動体制（防災危機管理部） 県は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又</p>	<p>1 県の活動体制（防災危機管理部） 県は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又</p>

修正案	現行
<p>は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。</p> <p>その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑わしいときは行動せよ ・最悪事態を想定して行動せよ ・空振りには許されるが見逃しは許されない <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 情報収集体制</p> <p>気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたととき、又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)若しくは同(巨大地震注意)が発表されたときは、危機管理課、関係部局は、次の措置を講ずる。</p> <p>(ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(イ) 被害状況の把握及び報告</p> <p>イ 災害即応体制</p> <p>(ア) 気象庁が県内の震度観測点で震度5弱を観測したと発表したとき、気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房若しくは東京湾内湾に津波注意報若しくは津波警報を発表したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたとときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。</p> <p>(イ) あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害情報の把握等を行うものとする。</p> <p>(ウ) 危機管理課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。</p> <p>ウ 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。</p> <p>また、必要に応じ、国の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。</p> <p>エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様と</p>	<p>は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 気象庁が県内の震度観測点で震度5弱を観測したと発表したとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房若しくは東京湾内湾に津波注意報若しくは津波警報を発表したときは、<u>危機管理課、防災政策課、消防課、産業保安課及び関係部局</u>は、次の措置を講ずる。</p> <p>(自動配備)</p> <p>(ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(イ) 被害状況の把握及び報告</p> <p>イ 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。</p> <p>また、必要に応じ、国の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。</p> <p>ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様と</p>



修正案

現行

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	東 京 支 部
健 康 福 祉 部	葛 南 支 部
環 境 生 活 部	東 葛 飾 支 部
商 工 労 働 部	印 旛 支 部
農 林 水 産 部	香 取 支 部
県 土 整 備 部	海 匝 支 部
出 納 部	山 武 支 部
企 業 部	長 生 支 部
病 院 部	夷 隅 支 部
教 育 部	安 房 支 部
警 察 部	君 津 支 部

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

(イ) 本部事務局

d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、航空運用調整班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、(略)

ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、県災害対策本部を廃

(イ) 本部事務局

d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を総務班、情報班、応急対策班、航空運用調整班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート災害対策本部事務局等との兼務をできるだけ避け、(略)

ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、県災害対策本部を廃

修正案	現行
<p>止する。</p> <p>(ア) 気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき（自動設置）</p> <p>(イ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動設置）</p> <p>(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置）</p> <p>(エ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動設置）</p> <p>(オ) 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたととき。</p> <p>a 特に大きな被害が発生したとき</p> <p>b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</p> <p>エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表</p> <p>(エ) 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等</p> <p>(3) 県応急対策本部</p> <p>ア 設置又は廃止とその基準</p> <p>防災危機管理部長は、<u>災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。</u></p> <p>なお、<u>応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。</u></p> <p>また、<u>防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたとときは廃止する。</u></p>	<p>止する。</p> <p>(ア) 気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき（自動配備）</p> <p>(イ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動配備）</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）</p> <p>(エ) 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたととき</p> <p>エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表</p> <p>(エ) 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等</p> <p>(2) 県応急対策本部</p> <p>ア 設置又は廃止とその基準</p> <p>防災危機管理部長は、<u>地震による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記（1）アに記載の現象が発生した段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。</u></p> <p>なお、<u>災害の規模が拡大し、又拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。</u></p> <p>また、<u>応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたとときは廃止する。</u></p>

修正案				現行				
イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 <資料編1-10 千葉県応急対策本部設置要綱> 【千葉県応急対策本部組織（地震・津波等）】				イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 <資料編1-10 千葉県応急対策本部設置要綱> 【千葉県応急対策本部組織（地震・津波等）】				
		部 (12)				部 (13)		
		現地応急対策本部				現地応急対策本部		
本部 会議	本部長	防災危機管理部長		本部 事務局	事務局長	防災危機管理部次長		
	本部員	水政課長 交通計画課長 健康福祉政策課長 農林水産政策課長 耕地課長 森林課長 漁港課長 県土整備政策課長 道路整備課長 道路環境課長 河川整備課長 河川環境課長 港湾課長 市街地整備課長 公園緑地課長 下水道課長 住宅課長 (削除) 企業局長が指定する課長	事務局職員		庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 航空運用調整班 被災者支援班 住家被害対策班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	本部 事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	本部派遣員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者						
本部 会議	本部長	防災危機管理部長		本部 事務局	事務局長	防災危機管理部次長		
	本部員	水政課長 交通計画課長 健康福祉政策課長 農林水産政策課長 耕地課長 森林課長 漁港課長 県土整備政策課長 道路整備課長 道路環境課長 河川整備課長 河川環境課長 港湾課長 市街地整備課長 公園緑地課長 下水道課長 住宅課長 水道局長が指定する課長 企業土地管理局長が指定する課長	事務局職員		庶務班 情報班 応急対策班 航空運用調整班 被災者支援班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	本部 事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	本部派遣員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者						

修正案

(4) 職員の配備

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	<p>1 県内で震度4を観測し、<u>防災危機管理部長</u>が必要と認めるとき。</p> <p>2 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>又は、<u>同（巨大地震注意）</u>が発表されたとき（自動配備）</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>【本庁】 危機管理課（※4）</p>

現行

(4) 職員の配備

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	<p>県内で震度4を観測し、<u>知事</u>が必要と認めるとき。</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>【本庁】 危機管理課（※4）</p>

修正案		現行					
<p>災害即応体制</p>	<p>1 県内で震度5弱（自動配備）。 2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。 3 東海地震注意情報（自動配備）。 4 その他、被害が発生し、<u>防災危機管理部長</u>が必要と認めたとき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 <u>なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</u> <u>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する</u> <u>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</u></p>	<p>【本庁】 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 担い手支援課 耕地課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 <u>都市計画課</u> 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課</p> <p><u>企業局</u>のうち局長が指定する課</p> <p>病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】（※3） （略）</p> <p><u>企業局</u>のうち局長が指定する出先機関 （略）</p>	<p>災害警戒体制</p>	<p>1 県内で震度5弱（自動配備）。 2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。 3 東海地震注意情報（自動配備）。 4 その他、被害が発生し、<u>知事</u>が必要と認めたとき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>【本庁】 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 担い手支援課 耕地課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課 <u>水道局</u>のうち局長が指定する課 <u>企業土地管理局</u>のうち局長が指定する課</p> <p>病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】（※3） （略）</p> <p><u>水道局</u>のうち局長が指定する出先機関 <u>企業土地管理局</u>のうち局長が指定する出先機関 （略）</p>
<p>注) 1 <u>企業局</u>、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。 <u>企業局</u>：管理総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部学校安全保健課</p>		<p>注) 1 <u>水道局</u>、<u>企業土地管理局</u>、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。 <u>水道局</u>：水道部計画課、<u>企業土地管理局</u>：経営管理課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部学校安全保険課</p>					

修正案				現行			
(略)				(略)			
ウ 災害対策本部設置後の配備 地震災害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。				ウ 災害対策本部設置後の配備 地震災害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部第1配備	1 県内で震度5強 (自動配備) 2 県内で津波に関する特別警報(大津波警報) (自動配備) 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u> (自動配備) 4 内閣総理大臣の警戒宣言(自動配備) 5 <u>以下の(1)又は(2)に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。</u> <u>(1) 特に大きな被害が発生したとき</u> <u>(2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</u>	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 <u>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</u>	本部及び支部を構成するすべての県の機関	災害対策本部第1配備	1 県内で震度5強 (自動配備) 2 県内で津波に関する特別警報(大津波警報) (自動配備) 3 内閣総理大臣の警戒宣言(自動配備) 4 <u>県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u>	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

修正案				現行			
災害対策本部第2配備	<p>1 県内で震度6弱(自動配備)</p> <p>2 以下の(1)又は(2)に該当する場合で、本部長が認めたとき。</p> <p><u>(1) 県下広範囲にわたる被害が発生したとき</u></p> <p><u>(2) 局地的であっても被害が甚大であるとき</u></p>	<p>本部第1 配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p> <p><u>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</u></p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>	災害対策本部第2配備	<p>1 県内で震度6弱(自動配備)</p> <p>2 県内の複数の市町村において、<u>災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u></p>	<p>本部第1 配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>
災害対策本部第3配備	<p>1 県内で震度6強(自動配備)</p> <p>2 以下の(1)又は(2)に該当する場合で、本部長が、<u>県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(1) 県下広範囲にわたる被害が発生したとき</u></p> <p><u>(2) 局地的であっても被害が特に甚大であるとき</u></p>	<p>県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p> <p><u>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</u></p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>	災害対策本部第3配備	<p>1 県内で震度6強(自動配備)</p> <p>2 県内の多数の市町村において、<u>災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u></p>	<p>県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>
<p>(5) 職員の動員</p> <p>ウ 動員の伝達方法</p> <p><u>(ウ) 配備指令の伝達結果の報告</u></p> <p><u>配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を危機管理課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。</u></p>				<p>(5) 職員の動員</p> <p>ウ 動員の伝達方法</p>			
<p>エ 職員参集等</p> <p>(ア) 初動対応職員</p> <p>休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。</p> <p><u>初動対応職員は以下のとおりとする。</u></p> <p>災害対策本部：本部長、部長、副部長、本部連絡員</p>				<p>エ 職員参集等</p> <p>(ア) 初動対応職員</p> <p>休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。</p> <p>災害対策本部：本部長、部長、副部長、本部連絡員</p>			

修正案	現行
<p>災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員 災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員 その他：災害即応体制に指定されている職員</p>	<p>災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員 災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員 その他：災害警戒体制に指定されている職員</p>
<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p>	<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p>
<p>(1) 情報連絡員の派遣について</p>	
<p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p>	<p>県は、<u>大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。</u></p>
<p>その他、必要な事項については、情報連絡員業務要領の定めによるものとする。</p>	
<p>(2) 人的支援について</p>	
<p>県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、<u>情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。</u></p>	<p>県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、<u>県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。</u></p>
<p>(3) 物的支援について</p>	
<p>県は、<u>市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</u></p>	
<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p>
<p>(3) 救助の実施機関</p>	<p>(3) 救助の実施機関</p>
<p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を<u>災害発生市町村の長が行うこととすることができる。</u></p>	<p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p>
<p>ウ <u>救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）を除く市町村の長は、上記イにより災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</u></p>	<p>ウ 市町村長は、上記イにより市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>

修正案	現行												
<p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村 <u>(救助実施市を除く)</u> イ 県 (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p><u>(削除)</u> ○○年○月○日の○○災害に関し○月○日から○○市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。 ○○年○月○日 千葉県知事 ○○○○</p> </div> <p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制 (2) 通信連絡手段</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話 <u>(削除)</u> の利用を含む。）、(略)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>1 消防無線 <u>(削除)</u> 等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) NTT「災害時優先電話」 <u>(削除)</u> 及び「非常・緊急電報」 ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。 <u>(削除)</u></p>	区分	方法	県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話 <u>(削除)</u> の利用を含む。）、(略)	消防本部	1 消防無線 <u>(削除)</u> 等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。	<p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村 イ 県 (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p>平成○○年○月○日の○○災害に関し○月○日から○○市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。 ○○年○月○日 千葉県知事 ○○○○</p> </div> <p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制 (2) 通信連絡手段</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話、<u>非常・緊急通話</u>の利用を含む。）、(略)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>1 消防無線、<u>消防電話</u>等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) NTT「災害時優先電話」、<u>「非常・緊急通話」</u>及び「非常・緊急電報」 ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。 <u>イ 非常・緊急通話（平成27年7月末まで）</u> <u>(ア) 利用方法</u></p>	区分	方法	県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話、 <u>非常・緊急通話</u> の利用を含む。）、(略)	消防本部	1 消防無線、 <u>消防電話</u> 等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
区分	方法												
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話 <u>(削除)</u> の利用を含む。）、(略)												
消防本部	1 消防無線 <u>(削除)</u> 等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。												
区分	方法												
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話、 <u>非常・緊急通話</u> の利用を含む。）、(略)												
消防本部	1 消防無線、 <u>消防電話</u> 等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。												

修正案	現行
<p><u>イ</u> 非常・緊急電報 非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達 (1) 情報の収集 地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。 本システムでは、県内全市町村の<u>8.6</u>観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。 (略)</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (2) 情報等の発表 ア 地震情報 (イ) 震源に関する情報 震度3以上で発表する（<u>大津波警報、津波警報</u>または<u>津波注意報</u>を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。 (ウ) 震源・震度に関する情報 ・<u>大津波警報、津波警報</u>または<u>津波注意報</u>発表時。</p>	<p><u>非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話㈱に申し出ることにより接続される。</u></p> <p><u>(イ) 接続順位</u> <u>非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。</u></p> <p><u>ウ</u> 非常・緊急電報 非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達 (1) 情報の収集 地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。 本システムでは、県内全市町村の<u>8.7</u>観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。 (略)</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (2) 情報等の発表 ア 地震情報 (イ) 震源に関する情報 震度3以上で発表する（<u>津波警報</u>または<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。 (ウ) 震源・震度に関する情報 ・<u>津波警報</u>または<u>注意報</u>発表時。</p>

修正案	現行
<p>(ク) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(5ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(平成31年4月1日現在)。</p> <p>イ 津波関係 (ア) 警報・注意報 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、<u>大津波警報、津波警報</u>又は津波注意報を発表する。</p>	<p>(ク) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(6ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(平成29年2月1日現在)。</p> <p>イ 津波関係 (ア) 警報・注意報 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、<u>津波警報(大津波、津波)</u>又は津波注意報を発表する。</p>

修正案

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	1.0m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		1.0m (5m<予想高さ≦10m)		
		5m (3m<予想高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到着予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

現行

<津波警報、注意報の種類>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	1.0m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		1.0m (5m<予想高さ≦10m)		
		5m (3m<予想高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到着予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

修正案		現行	
種類	内容	種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、地-3-25「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する（※1）。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する（※2）。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表		

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表

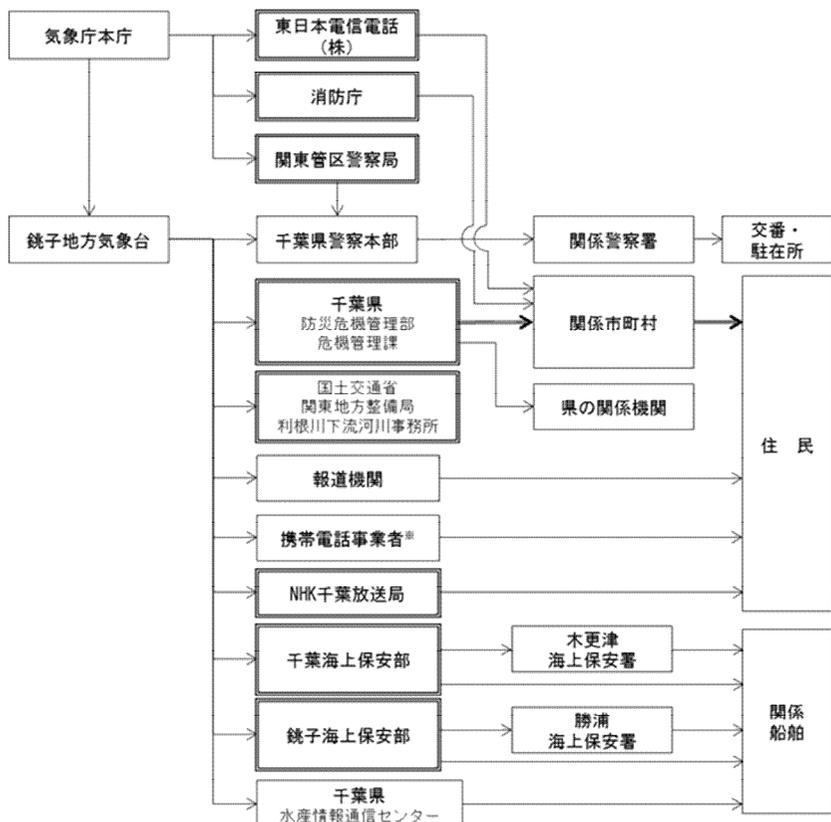
修正案			現行
津波警報	0.2m 以上	数値で発表	
	0.2m 未満	「観測中」と発表	
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	
<p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 			

修正案			現行
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
<p>・津波情報の留意事項等</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <p>・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p> <p>③ 津波観測に関する情報</p> <p>・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p>・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</p> <p>④ 沖合の津波観測に関する情報</p> <p>・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</p> <p>・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されて</p>			

修正案	現行																
<p>から沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>(ウ) 津波予報</p> <table border="1" data-bbox="159 387 1079 845"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。	<p>(ウ) 津波予報</p> <table border="1" data-bbox="1160 387 2080 845"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。
発表基準	内容																
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。																
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。																
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。																
発表される場合	内容																
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。																
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。																
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。																
<p>(削除)</p>	<p>(3) 緊急時における気象官署の措置</p> <p><u>通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。</u></p>																

修正案

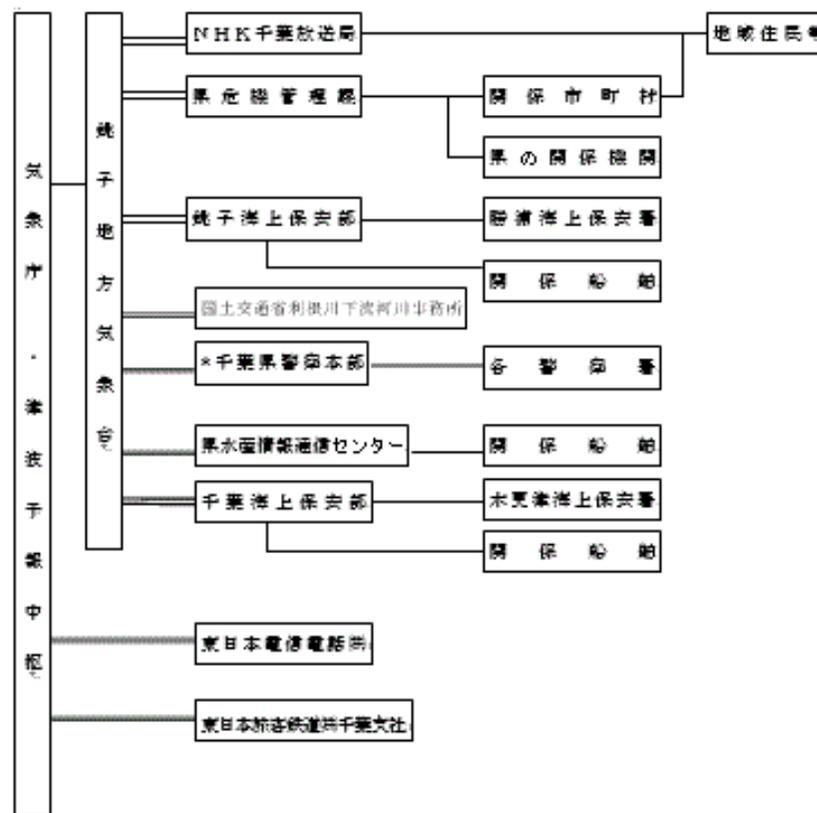
(3) 受伝達系統等
津波警報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。

現行

(4) 受伝達系統等
津波予報伝達系統図



※地域警報等についても、この伝達系統図を準用する。

— 法令（気象業務法等）による通知

— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

修正案	現行																				
<p>※緊急速報メールは、<u>大津波警報・津波警報</u>が発表されたときに、<u>気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p>																					
<p>4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p>	<p>4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 341 309 379">区分</th> <th data-bbox="309 341 1077 379">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 379 309 533">県</td> <td data-bbox="309 379 1077 533">防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から<u>通知または通報</u>を受けたとき、 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 533 309 799">市町村</td> <td data-bbox="309 533 1077 799">市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から<u>通知または通報</u>を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に<u>周知する</u>。<u>住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 799 309 911">県警察</td> <td data-bbox="309 799 1077 911">1 <u>津波警報等の通報</u>を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 911 309 991">銚子地方気象台</td> <td data-bbox="309 911 1077 991">銚子地方気象台は、<u>気象業務法に基づき</u>、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から <u>通知または通報</u> を受けたとき、 (略)	市町村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から <u>通知または通報</u> を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に <u>周知する</u> 。 <u>住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。</u>	県警察	1 <u>津波警報等の通報</u> を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (略)	銚子地方気象台	銚子地方気象台は、 <u>気象業務法に基づき</u> 、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 341 1308 379">区分</th> <th data-bbox="1308 341 2076 379">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 379 1308 533">県</td> <td data-bbox="1308 379 2076 533">防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から<u>通報</u>を受けたとき、 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 533 1308 799">市町村</td> <td data-bbox="1308 533 2076 799">市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から<u>通報</u>を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に<u>通報</u>する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 799 1308 911">県警察</td> <td data-bbox="1308 799 2076 911">1 <u>津波注意報・警報</u>の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 911 1308 991">銚子地方気象台</td> <td data-bbox="1308 911 2076 991">銚子地方気象台は、<u>津波（地震、津波関係情報）</u>を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から <u>通報</u> を受けたとき、 (略)	市町村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から <u>通報</u> を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に <u>通報</u> する。	県警察	1 <u>津波注意報・警報</u> の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (略)	銚子地方気象台	銚子地方気象台は、 <u>津波（地震、津波関係情報）</u> を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
区分	内 容																				
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から <u>通知または通報</u> を受けたとき、 (略)																				
市町村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から <u>通知または通報</u> を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に <u>周知する</u> 。 <u>住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。</u>																				
県警察	1 <u>津波警報等の通報</u> を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (略)																				
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、 <u>気象業務法に基づき</u> 、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。																				
区分	内 容																				
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から <u>通報</u> を受けたとき、 (略)																				
市町村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から <u>通報</u> を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に <u>通報</u> する。																				
県警察	1 <u>津波注意報・警報</u> の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (略)																				
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、 <u>津波（地震、津波関係情報）</u> を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。																				
<p>(2) 報告手続 ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。 (エ) 被害の状況 <u>(削除)</u></p>	<p>(2) 報告手続 ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。 (エ) 被害の状況 <u>(被害の程度等は別表2「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。)</u></p>																				
<p>(3) 各機関が実施する<u>情報収集・報告</u> ア 市 町 村 (略) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県</p>	<p>(3) 各機関が実施する<u>情報収集報告</u> ア 市 町 村 (略) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、<u>通信</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡す</p>																				

修正案	現行
<p>に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県</p> <p>(ア) 本庁</p> <p> c 災害対策本部</p> <p> (a) <u>本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。</u></p> <p> (b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。</p> <p> (略)</p> <p> (削除) ヘリテレ搭載回転翼</p> <p> ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号</p> <p> ・ 千葉市 おおとり1号、2号</p> <p> <資料編1-13 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書></p> <p> ・ <u>陸上自衛隊東部方面総監部</u></p> <p> <u><資料編1-13 災害時映像共有に関する協定></u></p> <p>(イ) 出先機関</p> <p> a 支部総務班</p> <p> (b) <u>災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。</u></p> <p> <u>また、市町村に防災情報システム入力余力がない場合には、代行入力を行う。</u></p> <p>6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(3) 広報方法</p> <p> エ 報道機関への報道要請</p> <p> (略)</p> <p> 報道要請協定機関</p> <p> (略)</p>	<p>るものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県</p> <p>(ア) 本庁</p> <p> c 災害対策本部</p> <p> (a) <u>市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。</u></p> <p> (b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。</p> <p> (略)</p> <p> <u>県内の</u>ヘリテレ搭載回転翼</p> <p> ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号</p> <p> ・ 千葉市 おおとり1号、2号</p> <p> <資料編1-13 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書></p> <p> (新設)</p> <p>(イ) 出先機関</p> <p> a 支部総務班</p> <p> (b) <u>管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、情報連絡員等を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。</u></p> <p>6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(3) 広報方法</p> <p> エ 報道機関への報道要請</p> <p> (略)</p> <p> 報道要請協定機関</p> <p> (略)</p>

修正案	現行
<p>＜資料編 1－13 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定 <u>（株）インターエフエム897</u>></p>	<p>＜資料編 1－13 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定 <u>エフエムインターウェーブ(株)</u>></p>
<p>第3節 地震・火災避難計画</p>	<p>第3節 地震・火災避難計画</p>
<p>2 実施機関（防災危機管理部、<u>（削除）</u>、県土整備部、県警本部、市町村）</p>	<p>2 実施機関（防災危機管理部、<u>健康福祉部</u>、県土整備部、県警本部、市町村）</p>
<p>3 避難の勧告及び指示等（防災危機管理部、<u>（削除）</u>、県土整備部、県警本部、市町村）</p>	<p>3 避難の勧告及び指示等（防災危機管理部、<u>健康福祉部</u>、県土整備部、県警本部、市町村）</p>
<p>（3）避難の措置と周知</p>	<p>（3）避難の措置と周知</p>
<p>避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p>	<p>避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p>
<p>ア 住民等への周知</p>	<p>ア 住民等への周知</p>
<p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、<u>報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。</u></p>	<p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、<u>防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。</u></p>
<p><u>市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）</u></p>	
<p><u>有線放送</u></p>	
<p><u>広報車</u></p>	
<p><u>サイレン又は警鐘</u></p>	
<p><u>ツイッター等のSNS</u></p>	
<p><u>電話、FAX、登録制のメール</u></p>	
<p><u>ラジオ放送（コミュニティFMを含む）</u></p>	
<p><u>その他速やかに住民に周知できる方法</u></p>	
<p>5 避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</p>	<p>5 避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</p>
<p>（7）市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール<u>の作成及びペット同行避難訓練の実施</u>に努める。</p>	<p>（7）市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努める</p>

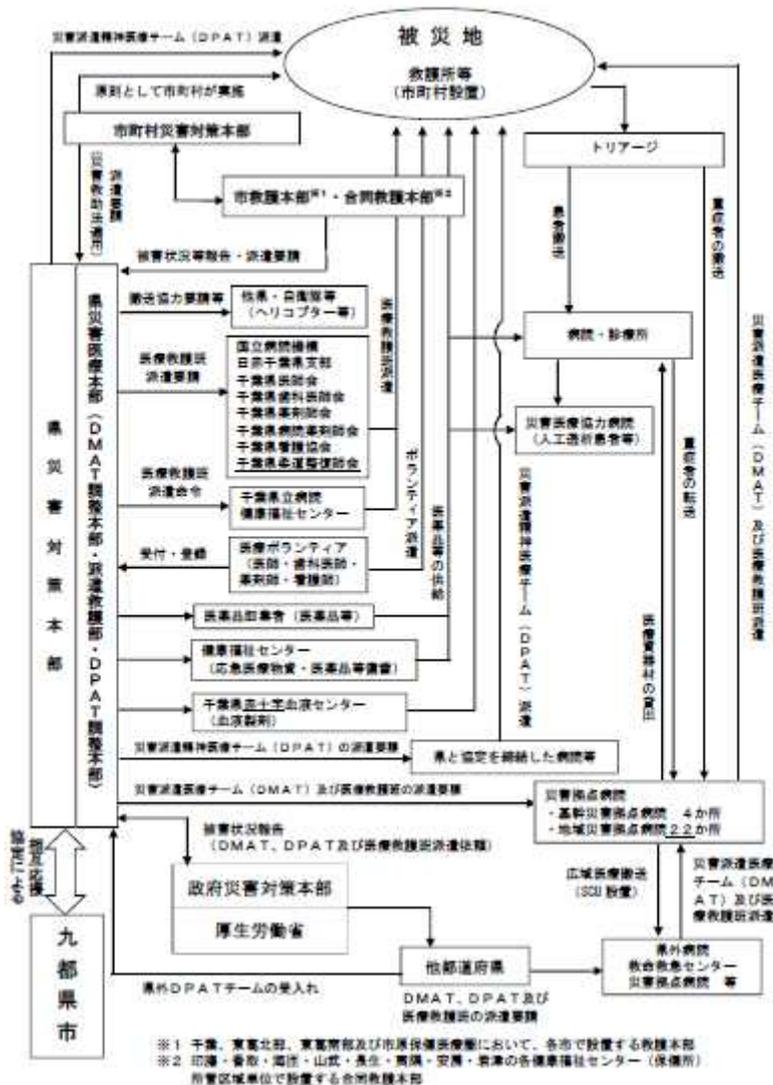
修正案	現行
<p style="text-align: center;">第4節 津波避難計画</p> <p>津波からの避難については、住民自らが津波の規模や<u>津波警報等</u>の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 県は銚子地方气象台から送られた<u>大津波警報・津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等</u>を県防災情報システムにより</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の<u>津波警報等</u>を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など</p> <p>(略)</p> <p>イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への<u>津波警報等</u>を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>ウ 気象庁等が発表する<u>津波警報等</u>に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、<u>津波警報等</u>が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、<u>県津波浸水予測システム</u>により得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 津波避難計画</p> <p>津波からの避難については、住民自らが津波の規模や<u>津波注意報等</u>の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 県は銚子地方气象台から送られた<u>津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等</u>を県防災情報システムにより</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の<u>津波注意報等</u>を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など</p> <p>(略)</p> <p>イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への<u>津波注意報等</u>を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>ウ 気象庁等が発表する<u>津波注意報等</u>に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、<u>津波注意報等</u>が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

修正案	現行
<p>2 住民等の避難行動 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、<u>(削除) 気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</u> (略) なお、<u>津波警報等</u>が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>1 避難誘導等 (1) 避難誘導 ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。<u>なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。</u></p> <p>2 避難所の開設、要配慮者への対応(総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村) (2) <u>外国人への対応</u></p> <p>3 福祉避難所の設置(防災危機管理部、健康福祉部、市町村) <u>(削除) 避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。 (略)</p>	<p>2 住民等の避難行動 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、<u>各々が津波注意報等の発表や避難指示(緊急)等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</u> (略) なお、<u>津波注意報等</u>が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>1 避難誘導等 (1) 避難誘導 ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。<u>この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。</u></p> <p>2 避難所の開設、要配慮者への対応(総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村) (2) <u>外国人に対する対応</u></p> <p>3 福祉避難所の設置(防災危機管理部、健康福祉部、市町村) <u>一般の避難所</u>では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。 (略)</p>

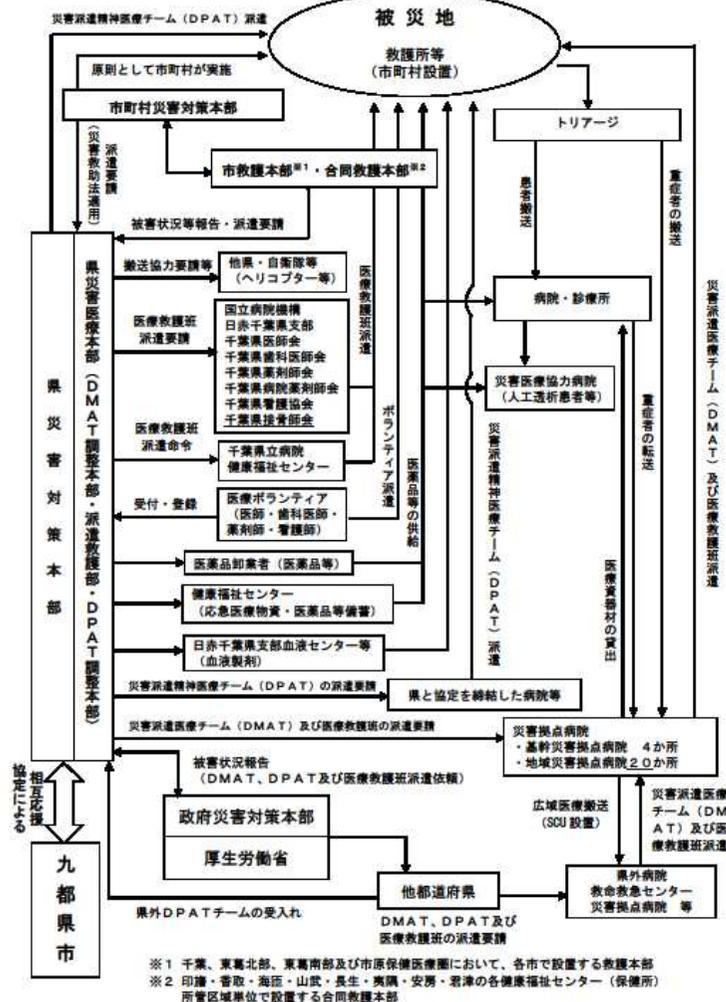
修正案	現行								
第6節 消防・救助救急・医療救護活動	第6節 消防・救助救急・医療救護活動								
4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） （1）高圧ガス等の保管施設の応急措置 機関別対応措置	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） （1）高圧ガス等の保管施設の応急措置 機関別対応措置								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県及び千葉市</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	県及び千葉市	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	県	(略)
機 関 名	対 応 措 置								
県及び千葉市	(略)								
機 関 名	対 応 措 置								
県	(略)								
（3）火薬類保管施設の応急措置 機関別対応措置	（3）火薬類保管施設の応急措置 機関別対応措置								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県及び千葉市</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	県及び千葉市	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	県	(略)
機 関 名	対 応 措 置								
県及び千葉市	(略)								
機 関 名	対 応 措 置								
県	(略)								
（5）危険物等輸送車両等の応急対策	（5）危険物等輸送車両等の応急対策								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本貨物鉄道 (株)</td> <td>(略) J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	日本貨物鉄道 (株)	(略) J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本貨物鉄道 (株)</td> <td>(略) J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧欄）に従い、(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	日本貨物鉄道 (株)	(略) J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧欄）に従い、(略)
機 関 名	対 応 措 置								
日本貨物鉄道 (株)	(略) J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、(略)								
機 関 名	対 応 措 置								
日本貨物鉄道 (株)	(略) J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧欄）に従い、(略)								
5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （1）関係者とその役割 ウ 県 （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の(削除)各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、(略)	5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （1）関係者とその役割 ウ 県 （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、(略)								

修正案	現行
<p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。</u></p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</u></p> <p>キ 応援要請</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班や<u>こころのケア班等</u>の出動を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「<u>九都縣市災害時相互応援等に関する協定</u>」等に基づき、近隣都縣市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は、<u>(削除)</u>千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。</p> <p>(イ) 県内での<u>血液製剤</u>の供給が不足する場合、<u>(削除)</u>千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産</p> <p>(略)</p> <p>また、知事は、<u>日本赤十字社千葉県支部長</u>と締結した委託契約に基づき、<u>(削除)</u>救助又はその応援を実施させることができる。</p>	<p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。</p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「<u>九都縣市災害時相互応援に関する協定</u>」等に基づき、近隣都縣市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は<u>日本赤十字社千葉県赤十字血液センター</u>に供給を要請する。</p> <p>(イ) 県内での供給が不足する場合、<u>日本赤十字社千葉県赤十字血液センター</u>は、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産</p> <p>(略)</p> <p>また、知事は、<u>日赤県支部の長</u>と締結した委託契約に基づき、<u>日赤県支部組織する救護班等</u>をもって、救助又はその応援を実施させることができる。</p>

医療救護活動の体系図



医療救護活動の体系図



修正案

災害拠点病院一覧図



現行

災害拠点病院一覧図



修正案

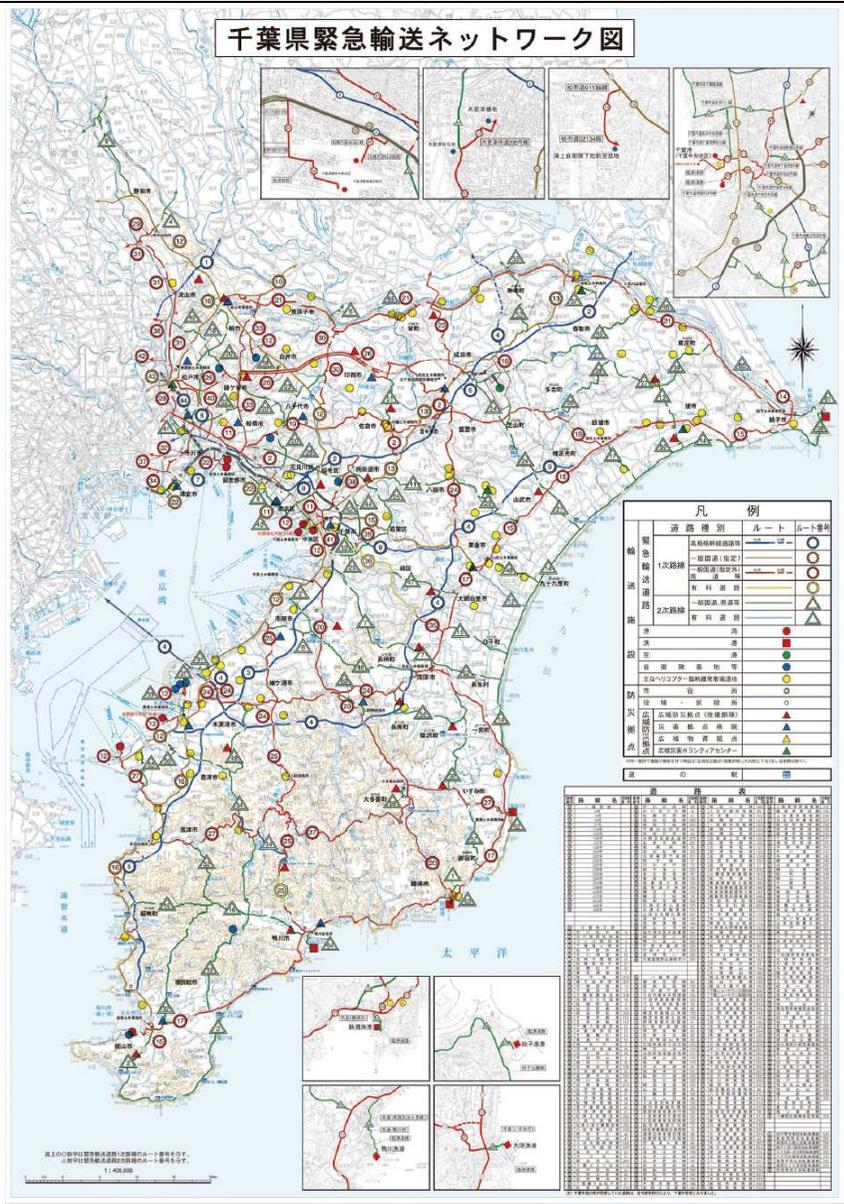
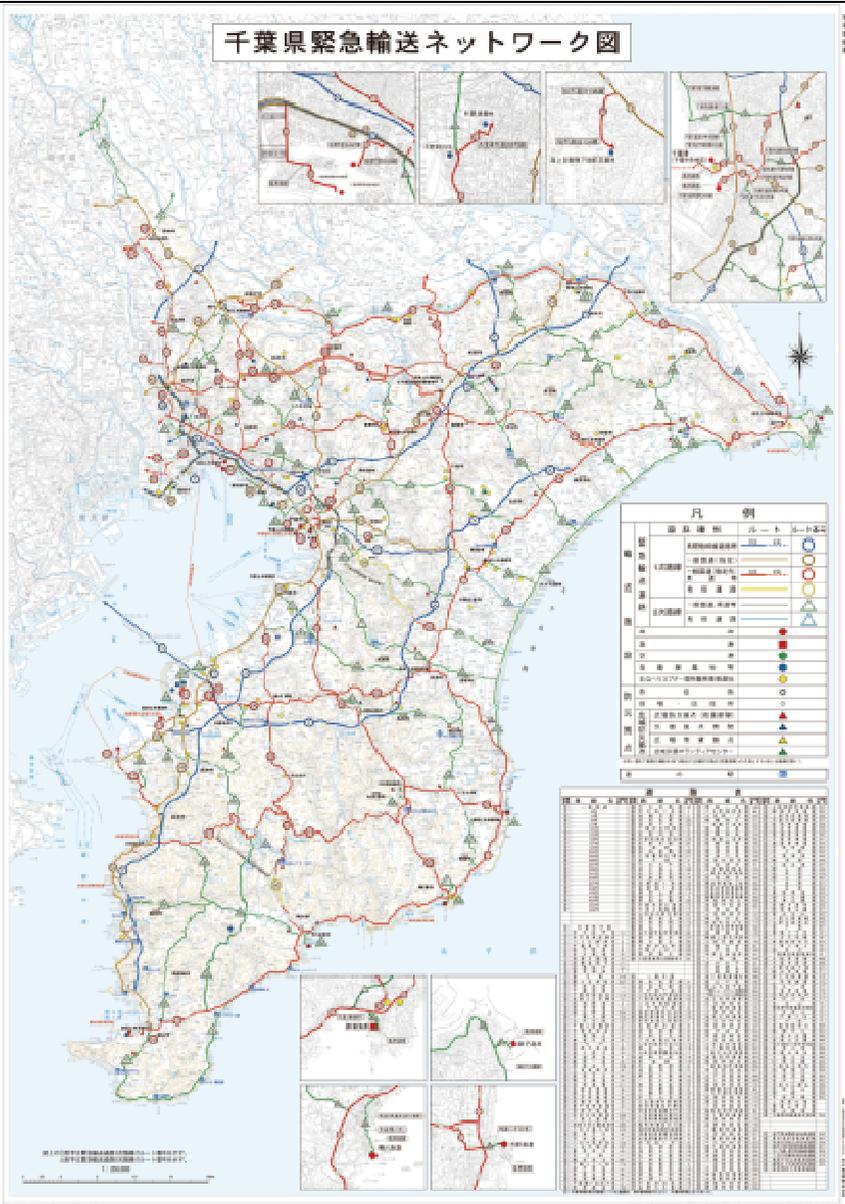
医療機関設置ヘリコプター着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	設置ヘリコプター着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立指仙中学校
千葉市中央区	千葉市立古薬病院	千葉市古薬看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立津田病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	豊敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
鎌安市	東京ベイ・鎌安市川医療センター	仏達防災公園（市川市）
鎌安市	順天堂大学医学部附属鎌安病院	エクセル校舎（南）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大船山防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市玉子の学校
成田市	成田市立病院	成田市立病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国際旭中央病院	総合病院国際旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立香取病院	香取市利根川敷緑地
颯川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
新田市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート

現行

医療機関設置ヘリコプター着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	設置ヘリコプター着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立津田中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立津田病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
鎌安市	東京ベイ・鎌安市川医療センター	広瀬防災公園（市川市）
鎌安市	順天堂大学医学部附属鎌安病院	エクセル校舎（南）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大船山防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国際旭中央病院	総合病院国際旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立香取病院	香取市利根川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
徳山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保千葉総合病院香取中央病院	国保千葉総合病院香取中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県看護学院センター	千葉県看護学院センター 専用ヘリポート



修正案	現行
第 8 節 救援物資供給活動	第 8 節 救援物資供給活動
<p>震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p>	<p>震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p>
<p>なお、県からの救援物資の供給支援は、<u>市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</u></p>	<p>なお、県からの救援物資の供給支援は、<u>被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</u></p>
<p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、<u>企業局</u>、市町村）</p>	<p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、<u>水道局</u>、市町村）</p>
<p>（1）実施機関</p>	<p>（1）実施機関</p>
<p>オ <u>水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。</u> <u><資料編 1－13 災害時等における水道復旧活動に関する協定></u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（4）県営水道の応急給水</p>	<p>（4）県営水道の応急給水</p>
<p>ア 飲料水の確保 （略）</p>	<p>ア 飲料水の確保 （略）</p>
<p>応急給水の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m³のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m³の貯留水を充てるほか、予備水源である<u>県企業局</u>の井戸を活用する。</p>	<p>応急給水の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m³のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m³の貯留水を充てるほか、予備水源である<u>県水道局</u>の井戸を活用する。</p>
<p>ウ 広報 震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、<u>県企業局ホームページ</u>等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。</p>	<p>ウ 広報 震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、<u>県水道局ホームページ</u>等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する</p>
<p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p>	<p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p>
<p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、<u>市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</u></p>	<p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、<u>市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</u></p>

修正案	現行
<p>(1) 救援物資の確保 ウ 国・他都道府県からの調達 (略) ＜資料編 1－13 九都県市災害時相互応援等に関する協定＞ (略) ＜資料編 1－13 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定＞</p> <p>(2) 政府所有米の供給計画 (略) なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、<u>精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。</u> ＜資料編 6－9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式＞ <u>(削除)</u></p> <p>図 1 政府所有米穀の受け渡し系統図 被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合 ① 要請 (市町村 → 災害対策本部) → ② 連絡 (災害対策本部 → 農林水産部) → ③ 連絡 (農林水産部 → 農林水産省政策統括官) → ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出 (別紙2) (農林水産省政策統括官 → 受託事業体) → ⑤ 売買契約 (様式4-24) (農林水産省政策統括官 → 受託事業体) → ⑥ 引渡指示 (受託事業体 → 市町村) → ⑦ 引き渡し (知事又は知事が指定する引取人) (受託事業体 → 市町村) → ⑧ 支給 (市町村 → り災者)</p> <p>II 市町村が直接、要請した場合 市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p>	<p>(1) 救援物資の確保 ウ 国・他都道府県からの調達 (略) ＜資料編 1－13 九都県市災害時相互応援に関する協定＞ (略) ＜資料編 1－13 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定＞</p> <p>(2) 政府所有米の供給計画 (略) なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、<u>米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</u> ＜資料編 6－9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式＞ ＜資料編 6－10 精米能力調査表＞</p> <p>図 1 政府所有米穀の受け渡し系統図 被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合 ① 要請 (市町村 → 災害対策本部) → ② 連絡 (災害対策本部 → 農林水産部) → ③ 連絡 (農林水産部 → 農林水産省政策統括官) → ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出 (別紙2) (農林水産省政策統括官 → 受託事業体) → ⑤ 売買契約 (様式4-23) (農林水産省政策統括官 → 受託事業体) → ⑥ 引渡指示 (受託事業体 → 市町村) → ⑦ 引き渡し (知事又は知事が指定する引取人) (受託事業体 → 市町村) → ⑧ 支給 (市町村 → り災者)</p> <p>II 市町村が直接、要請した場合 市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p>

修正案	現行
<p>(3) 救援物資の供給体制の確保</p> <p>県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 拠点等の確保</p> <p>県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。</p> <p><資料編1-13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書></p> <p>(2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要な事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p>	<p>(3) 救援物資の供給体制の確保</p> <p>県は、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 拠点等の確保</p> <p>県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）</p> <p>県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。</p> <p><資料編1-13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書></p> <p>また、県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要な事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) 県は、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。 <資料編 1-13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書></p> <p>(4) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><資料編 1-13 燃料調達シート></p> <p>さらに、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。 <資料編 1-13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書></p>
<p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部） (略)</p> <p>(1) <u>九都県市災害時相互応援等に関する協定</u></p> <p>(4) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> <資料編 1-13 <u>九都県市災害時相互応援等に関する協定</u>> <資料編 1-13 <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u>></p> <p>3 <u>千葉県大規模災害時応援受援計画</u>（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） 大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した<u>千葉県大規模災害時応援受援計画</u>に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部） (略)</p> <p>(1) <u>九都県市災害時相互応援に関する協定</u></p> <p>(4) <u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u> <資料編 1-13 <u>九都県市災害時相互応援に関する協定</u>> <資料編 1-13 <u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>></p> <p>3 <u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） 大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>

修正案

(2) 医療救護

広域防災拠点（災害拠点病院等） 27施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療拠点

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

(略)

現行

(2) 医療救護

広域防災拠点（災害拠点病院等） 26施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療拠点

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

(略)

修正案	現行
<p>(6) 人的応援・受援</p> <p>県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるように努める。</p> <p>ア 県応援職員の派遣調整</p> <p>イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整</p> <p>ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく、国への応援要請</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 県の市町村への応援(防災危機管理部)</p> <p>(1) 情報連絡員の派遣について</p> <p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>その他、必要な事項については、情報連絡員業務要領の定めによるものとする。</p> <p>(2) 物的支援について</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p>	<p>4 県の市町村への応援(防災危機管理部)</p> <p>知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。</p> <p>特に、東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。また、市町村から職員派遣の要請がある場合または市町村が災害対応能力を喪失したと認められる場合における、県職員の派遣による災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等の人的支援措置をあらかじめ定めるものとする。</p>
<p>10 水道事業体等の相互応援(総合企画部、(削除)、企業局)</p> <p>水道事業体等は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。</p> <p>県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人</p>	<p>10 水道事業体等の相互応援(総合企画部、県土整備部、水道局)</p> <p>水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。</p> <p>また、下水道についても、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協</p>

修正案	現行
<p>千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。</p> <p>＜資料編 1－13 千葉県水道災害相互応援協定＞ ＜資料編 1－13 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞</p>	<p>力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。</p> <p>＜資料編 1－13 千葉県水道災害相互応援協定＞ ＜資料編 1－13 災害時における応急対策の協力に関する協定書＞ ＜資料編 1－13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞</p>
<p>11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部）</p> <p>下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。</p> <p>＜資料編 1－13 災害時における応急対策の協力に関する協定書＞ ＜資料編 1－13 災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定＞ 〃 ＜資料編 1－13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞ 〃</p>	
<p>12 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、企業局）</p>	<p>11 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、水道局）</p>
<p>13 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、企業局）</p>	<p>12 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p>
<p>14 （略）</p>	<p>13 （略）</p>
<p>15 （略）</p>	<p>14 （略）</p>
<p>16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>（1）人材支援 オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p>	<p>15 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、水道局、教育庁）</p> <p>（1）人材支援 オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p>

修正案	現行
<p>企業局は、「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</p> <p>カ 職員の派遣</p> <p>上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。</p>	<p>水道局は、「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</p> <p>カ 職員の派遣 (新設)</p>
<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p>	<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p>
<p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣</p> <p>カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。</p>	<p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣 (新設)</p>
<p>3 災害派遣要請の手続等</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。</p>	<p>3 災害派遣要請の手続等</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。</p>
<p style="text-align: center;">第12節 帰宅困難者等対策</p>	<p style="text-align: center;">第12節 帰宅困難者等対策</p>
<p>4 帰宅困難者等の把握と情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p> <p>(2) 帰宅困難者等への情報提供 (略)</p> <p>さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、<u>防災</u>ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。</p>	<p>4 帰宅困難者等の把握と情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p> <p>(2) 帰宅困難者等への情報提供 (略)</p> <p>さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。</p>
<p>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）</p> <p>(2) 徒歩帰宅支援 (略)</p> <p>また、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災</p>	<p>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）</p> <p>(2) 徒歩帰宅支援 (略)</p> <p>また、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災</p>

修正案	現行
<p>情報メール、<u>防災</u>ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。</p>	<p>情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。</p>
<p>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p>	<p>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p>
<p>4 死体の搜索処理等</p>	<p>4 死体の搜索処理等</p>
<p>(4) その他</p>	<p>(4) その他</p>
<p>イ 海上保安部（署）における計画</p>	<p>イ 海上保安部（署）における計画</p>
<p>(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、<u>搜索に当たる。</u></p>	<p>(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、<u>搜索に当る。</u></p>
<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p>	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p>
<p>(1) 災害廃棄物処理</p>	<p>(1) 災害廃棄物処理</p>
<p>県は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、<u>千葉県災害廃棄物処理計画</u>（以下「<u>県計画</u>」という。）及び<u>市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）</u>に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画（<u>削除</u>）の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p>	<p>県は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、<u>千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針</u>（以下「<u>策定指針</u>」という。）及び<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p>
<p>イ 廃棄物の収集と処理</p>	<p>イ 廃棄物の収集と処理</p>
<p>(ウ) 発生量の推計方法</p>	<p>(ウ) 発生量の推計方法</p>
<p>各市町村において、原則として対策指針又は<u>県計画</u>で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>	<p>各市町村において、原則として対策指針又は<u>策定指針</u>で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>
<p>(エ) 一時集積場所の確保</p>	<p>(エ) 一時集積場所の確保</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>各市町村において対策指針又は<u>県計画</u>で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>	<p>各市町村において対策指針又は<u>策定指針</u>で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>
<p>(オ) (略)</p>	<p>(オ) (略)</p>
<p>(カ) <u>災害廃棄物に関する啓発・広報</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>各市町村において、住民やNPO・ボランティア等に対して、<u>災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。</u></p>	

修正案	現行
<p>(2) 障害物の除去 イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画 (イ) 港湾・漁港 d (略) 所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを<u>命</u>ずることができる。</p> <p>(4) 健康被害の防止対策 平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト<u>ばく露</u>防止措置の徹底を図るよう事業者^に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等 (防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村) (1) 応急仮設住宅の供与 ア 実施機関 (ア) 応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p>(2) 被災した住宅の応急修理計画 ア 実施機関 (ア) 被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p>2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備 (県土整備部、市町村)</p>	<p>(2) 障害物の除去 イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画 (イ) 港湾・漁港 d (略) 所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを<u>命</u>ずることができる。</p> <p>(4) 健康被害の防止対策 平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト<u>暴露</u>防止措置の徹底を図るよう事業者^に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等 (防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村) (1) 応急仮設住宅の供与 ア 実施機関 (ア) 応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が<u>行</u>い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(2) 被災した住宅の応急修理計画 ア 実施機関 (ア) 被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が<u>行</u>い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備 (県土整備部、市町村)</p>

修正案	現行
<p>大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である</p> <p>(1) 応急危険度判定の実施</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(イ) 知事は、判定に必要な支援を行う。</p> <p>4 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u></p> <p>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</p> <p><u>また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>(削除) 県は、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>第15節 液状化によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、情報収集で得た航空写真、<u>地図情報等</u>については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。</p> <p>(1) 応急危険度判定の実施</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。</p> <p>4 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</p> <p>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>また、県は、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>第15節 液状化によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・<u>画像等</u>については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>

修正案	現行
<p>1 水道施設（総合企画部、<u>企業局</u>） 震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う<u>とともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。</u></p> <p>(3) 県営水道の応急復旧 イ 応急復旧 (ア) 被害状況に基づき、速やかに<u>応急復旧体制</u>を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。 (エ) 応急復旧は、<u>県企業局職員</u>と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。 (略) ウ 応急復旧資機材の確保 (略) 復旧資機材の配管材料等は、<u>企業局幕張倉庫</u>及び給水場等へ分散して備蓄する。</p> <p>3 電気施設 (1) 震災時の活動体制 地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド<u>㈱</u>は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。</p> <p>5 通信施設 (1) 東日本電信電話<u>㈱</u>千葉事業部 イ 発災時の応急措置 (イ) 応急措置 (略) <u>(削除)</u> <u>f (略)</u> <u>g (略)</u></p>	<p>1 水道施設（総合企画部、<u>水道局</u>） 震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。</p> <p>(3) 県営水道の応急復旧 イ 応急復旧 (ア) 被害状況に基づき、速やかに<u>水道局</u>の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。 (エ) 応急復旧は、<u>県水道局職員</u>と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。 (略) ウ 応急復旧資機材の確保 (略) 復旧資機材の配管材料等は、<u>水道局幕張倉庫</u>及び給水場等へ分散して備蓄する。</p> <p>3 電気施設 (1) 震災時の活動体制 地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッドは、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。</p> <p>5 通信施設 (1) 東日本電信電話<u>㈱</u>千葉事業部 イ 発災時の応急措置 (イ) 応急措置 (略) <u>f 臨時電報、電話受付所の開設</u> <u>g (略)</u> <u>h (略)</u></p>

修正案	現行
<p>(3) KDDI (株)</p> <p>KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。</p> <p>通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。</p>	<p>(3) KDDI (株)</p> <p>KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。</p> <p>通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に「<u>災害伝言板サービス等</u>」による安否情報の伝達に協力する。</p>
<p>7 工業用水道 (企業局)</p> <p>(略)</p>	<p>7 工業用水道 (水道局)</p> <p>(略)</p>
<p>(2) 応急復旧対策</p> <p>応急復旧にあたっては、「<u>千葉県工業用水道事業 業務継続計画</u>」に基づき、迅速かつ円滑な応急復旧対応を図る。</p> <p>ア <u>施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から概ね1か月以内を目途に受水企業への給水を行えるよう、応急復旧体制を確立する。</u></p> <p>イ <u>被害箇所は必要に応じ、被害の拡大や二次災害防止の措置を講じるとともに、機能維持に努める。</u></p> <p>ウ <u>被害状況を把握し、応急復旧計画を作成し、速やかに施工業者や資機材を手配し、早期に応急復旧を行い、施設の機能回復に努める。</u></p> <p>エ <u>迅速かつ円滑に応急復旧を進めるため、あらかじめ補修用資機材の備蓄や他事業体との協力体制を構築するとともに、応急復旧を依頼する施工業者との連絡体制を確立する。</u></p> <p>オ <u>応急復旧に携わる人員が不足する場合は、「関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の工業用水道事業体へ応援を要請する。</u></p>	<p>(2) 応急復旧</p> <p>応急復旧にあたっては、被害の状況、原因等を的確に把握し、復旧活動が迅速、円滑にできるよう効果的、効率的な復旧計画を策定し、かつ緊急時施工体制を確保する。</p> <p><u>なお、必要な復旧資材のうち市場在庫が期待できないものについては備蓄品を拡充し、円滑な復旧を図る。</u></p> <p><u>また、復旧までの期間は、受水企業の工場設備の復旧、操業再開に支障を来さぬよう計画する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第16節 ボランティアの協力</p>	<p style="text-align: center;">第16節 ボランティアの協力</p>
<p>(略)</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も</p>	<p>(略)</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する</p>

修正案	現行												
<p>含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>よう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>												
<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター (略) (県災害ボランティアセンター連絡会) 構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など<u>17</u>団体</p>	<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター (略) (県災害ボランティアセンター連絡会) 構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など<u>14</u>団体</p>												
<p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="159 820 1010 938"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部 障害者福祉推進課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害者福祉推進課	<p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="1160 820 2011 938"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部 障害福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課
活動分野	個人・団体	県受付窓口											
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害者福祉推進課											
活動分野	個人・団体	県受付窓口											
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課											
<p>8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画</p> <table border="1" data-bbox="165 1043 1070 1161"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 象</th> <th>実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア登録説明会</td> <td>新規登録者</td> <td>防災ボランティアの概要等</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	対 象	実 施 内 容	防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等	<p>8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画</p> <table border="1" data-bbox="1167 1043 2072 1161"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 象</th> <th>実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア一般説明会</td> <td>新規登録者</td> <td>防災ボランティアの概要等</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	対 象	実 施 内 容	防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
項 目	対 象	実 施 内 容											
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等											
項 目	対 象	実 施 内 容											
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等											
<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村） (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村） (略)</p>												

修正案	現行
<p>県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。</p> <p>2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(5) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）</p> <p>4 災害援護資金</p> <p>(3) 貸付条件 ア 貸付期間 10年（据置期間を含む） イ 据置期間 3年（特別な場合5年） ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子） エ 保証人 連帯保証人になること</p> <p>(4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</p> <p>11 中小企業への融資（商工労働部）</p> <p>(1) 市町村認定枠 ア 融資対象者 （略） ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者</p> <p>オ 融資利率 年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）</p> <p>(2) 一般枠 オ 融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）</p> <p>(3) 高度化融資（災害復旧貸付）</p>	<p>県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する</p> <p>被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(5) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）</p> <p>4 災害援護資金</p> <p>(3) 貸付条件 ア 貸付期間 10年（据置期間を含む） イ 据置期間 3年（特別な場合5年） ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子） エ 保証人 連帯保証人になること</p> <p>(4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還</p> <p>11 中小企業への融資（商工労働部）</p> <p>(1) 市町村認定枠 ア 融資対象者 （略） ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者</p> <p>オ 融資利率 年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）</p> <p>(2) 市町村認定以外枠 オ 融資利率 年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。） （新設）</p>

修正案

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

ア 貸付期間

最長20年（うち据置期間3年以内）

イ 貸付金利

無利子

ウ 貸付割合

貸付対象事業費の90%以内

12 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成31年4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	(略)	(略)	(略)
	5.5%以内資金	(略)	(略)	(略)
	6.5%以内資金	(略)	(略)	(略)
県単農業災害対策資金	経営安定資金	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定（平成30年の適用例0%）	5年以内
	施設復旧資金	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定（平成30年の適用例0%）	6年以内（据置2年以内）

現行

12 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成26年10月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	(略)	(略)	(略)
	5.5%以内資金	(略)	(略)	(略)
	6.5%以内資金	(略)	(略)	(略)
県単農業災害対策資金	経営安定資金	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定（平成25年の適用例0.5%）	5年以内
	施設復旧資金	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定（平成25年の適用例0.5%）	6年以内（据置2年以内）

修正案						現行					
貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単 漁業災害対策資金	経営安定資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 300 万円以下	災害の都度決定 (平成 29 年の適用例 0%)	5 年以内	県単 漁業災害対策資金	経営安定資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 300 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例 0.5%)	5 年以内
	施設復旧資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 500 万円以下	災害の都度決定 (平成 29 年の適用例 0%)	6 年以内 (据置 2 年以内)		施設復旧資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 500 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例 0.5%)	6 年以内 (据置 2 年以内)
(株) 日本政策金融公庫資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(株) 日本政策金融公庫資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)						
	(略)	(略)	(略)		(略)						
	(略)	(略)	(略)		(略)						
	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)						
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1 隻当たり 4 億 5 千万円 (特認 11 億) 又は、借入者負担額の 80% 以内のいずれか低い額		12 年 (据置 2 年以内)						

修正案						現行					
貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
株 日本政策金融 公庫資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設)	農業施設、林業施設、 水産施設の復旧、果 樹の改植又は補植	1施設当たり 300万円 (特認600万円、 漁船1,000万円 ～11億円) 又は負担する額 の80%のいずれ か低い額	(略)	(略)	株 日本政策金融 公庫資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設)	農業施設、林業施設、 水産施設の復旧、果 樹の改植又は補植	1施設当たり 300万円 (特認600万 円、漁船1,000 万円) 又は負担する 額の80%のい ずれか低い額	(略)	(略)
	(共同利 用施設)	農業施設、林業施設、 水産施設、等共同利 用施設の復旧	80%以内				(共同利 用施設)	農業施設、林業施設、 水産施設、等共同利 用施設の復旧	80%以内		

第2節 津波災害復旧対策

(略)

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要がある、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じる。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

- 1 水道施設 (総合企画部、企業局)
 - (3) 県営水道の復旧対策

(略)

 - イ 水道施設の復旧
(中略)

第2節 津波災害復旧対策

(略)

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要がある、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じるなど、課題が山積みである。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

- 1 水道施設 (総合企画部、水道局)
 - (3) 県営水道の復旧対策

(略)

 - イ 水道施設の復旧
(中略)

修正案	現行
<p>(ア) 取水場・浄水場・給水場の復旧 地震発生後、停電が発生した場合は、取水場、浄水場及び給水場の自家発電設備を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、電気・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。 (略) なお、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、<u>削除</u>北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を計画する。</p> <p>ウ 復旧後の地震対策 (イ) 管路のバックアップ対策 管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、<u>配水区域ブロック化の運用により</u>、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。</p> <p>2 下水道施設 (2) 下水道施設の復旧 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、<u>感染症</u>予防（滅菌）</p> <p>6 工業用水道施設（<u>企業局</u>）</p>	<p>(ア) 取水場・浄水場・給水場の復旧 地震発生後、停電が発生した場合は、取水場、浄水場及び給水場の自家発電設備を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、<u>電機</u>・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。 (略) なお、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、<u>北船橋給水場から北総浄水場へ逆送できる体制を整備するとともに</u>、北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を計画する。</p> <p>ウ 復旧後の地震対策 (イ) 管路のバックアップ対策 管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、<u>配水区域の細分化（ブロック化）を推進し</u>、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。</p> <p>2 下水道施設 (2) 下水道施設の復旧 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、<u>伝染病</u>予防（滅菌）</p> <p>6 工業用水道施設（<u>水道局</u>）</p>
<p>第4節 激甚災害の指定</p>	<p>第4節 激甚災害の指定</p>
<p>1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） (1) 県 ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。 イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。</p>	<p>1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） (1) 県 ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。 イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。</p>

修正案	現行
<p>ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめる。 (略)</p> <p>2 特別財政援助額の交付手続き等 (2) 市町村 市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。 <u>(削除)</u></p>	<p>ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、<u>庁議に付議するものとする。</u> (略)</p> <p>2 特別財政援助額の交付手続き等 (2) 市町村 市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。 <u><資料編1-11 千葉県災害復旧対策本部設置要綱></u></p>
<p style="text-align: center;">第5節 災害復興</p> <p>3 想定される復興準備計画 (1) 暮らしの復興 (略) また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD(心的外傷後ストレス障 <u>(PostTraumatic Stress Disorder)</u>)等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。</p> <p>4 復興対策の研究、検討 今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。<u>また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害復興</p> <p>3 想定される復興準備計画 (1) 暮らしの復興 (略) また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。</p> <p>4 復興対策の研究、検討 今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。</p>